第二次中間市人権教育・啓発に関する基本計画

~人権を尊重し人が集う魅力あるまちづくり~

【平成27年度~平成31年度】

~人権を尊重し人が集う魅力あるまちづくり~

中間市では、人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指して、2010年(平成22年)に「中間市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、この度、これまでの取組を踏まえ「第二次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定いたしました。

本市におきましては、2011年(平成23年)4月に同和問題をはじめ人権意識の高揚に向けた市民の交流・学習の場として「中間市人権センター」を開館し、人権教育及び啓発や相談機能の充実に関する施策の取組を進めているところです。

しかしながら、国際化・情報化・少子高齢化等といった、急激な社会情勢の変化の中、同 和問題をはじめ、子ども・障がい者・高齢者への虐待やいじめ、女性への暴力あるいは、戸 籍謄本をはじめとする個人情報の不正取得、インターネット上での人権侵害、特定国籍外 国人などに対するヘイトスピーチなど人権を取り巻く環境は、ますます複雑化、深刻化し ています。

今回の「基本計画」では、同和問題をはじめとする人権教育及び啓発のさらなる具体的な 計画を提示し、施策の実施状況を点検し実効ある施策の推進に努めます。

すべての人々の人権が尊重され、人が集う魅力あるまちづくりを実現するためには、市 民一人ひとりの人権尊重の精神を育てていくことが不可欠です。

また、本計画が家庭・学校・職場・地域社会など様々な場をとおして生かされるように、 市民の皆様のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました中間市人権教育啓発審議会の委員並び に関係団体の皆様に心より感謝申し上げます

平成 27 年 3 月

中間市長 松下 俊男

目 次 (新しい基本計画)

第1	章 はじめに	1
1	基本計画の趣旨	1
2	基本計画の性格	2
3	人権を取り巻く国内の動き	3
4	人権を取り巻く中間市の動き	4
5	基本姿勢	5
(1)	人権教育・啓発活動の推進	5
(2)	すべての人が共存できる人権尊重社会の実現	5
(3)	市民参画による人権行政の推進	5
第2	2章 人権教育・啓発の推進	7
1	人権教育	7
(1)	学校教育における人権教育	7
(2)	社会教育における人権教育	9
2	人権啓発の推進	12
(1)	市民に対する人権啓発	12
(2)	民間団体・企業における人権啓発	14
3	特定の職業に従事する者に対する人権研修	15
(1)	市職員、教職員等における人権研修	15
(2)	社会教育関係者における人権研修	16
(3)	福祉関係者における人権研修	16
(4)	医療・保健関係者における人権研修	16
4	総合的かつ効果的な推進	17
(1)	教材や資料等の整備と提供	17
(2)	内容・手法に関する推進	17
第3	3章 分野別施策の推進	19
1	同和問題	19
(1)	人権教育の推進	22
(2)	人権啓発の推進	23

2	女性に関する問題	24
(1)	女性の人権が尊重されるまちづくり	27
(2)	男女共同参画社会づくりのための環境の整備	29
(3)	男女共同参画を推進する社会システムの構築	30
3	子どもに関する問題	31
(1)	啓発活動の推進	33
(2)	子どもの権利に関する理念の教育・啓発	34
(3)	いじめ問題に対する取り組み	34
(4)	児童虐待防止に対する取り組み	35
(5)	健全育成に向けての取り組み	35
(6)	子どもの性的被害の防止及び健康被害の防止	36
(7)	子育て支援の充実	36
(8)	相談体制の充実	36
4	高齢者に関する問題	37
(1)	高齢者に対する市民意識の高揚	38
(2)	学校における福祉教育の推進	39
(3)	高齢者に対する虐待防止の取り組み	39
(4)	地域生活支援体制の推進	40
(5)	介護サービスの充実	40
(6)	生活支援体制の充実	41
(7)	健康・生きがいづくりの推進	41
5	障がいのある人に関する問題	43
(1)	自立と社会参加の促進	45
(2)	保健・医療の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
(3)	日常生活における支援	46
(4)	生活環境の整備	46
6	外国人に関する問題	47
(1)	国際色豊かな人材の育成	48
(2)	国際理解の醸成	49
(3)	交流事業の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
(U)	入/川·甲木ツ/1世/巴	49

7	人権に関するさまざまな問題	50
(1)	HIV感染者・ハンセン病(元)患者等に関する問題	50
(2)	性同一性障がいの人に関する問題	50
(3)	インターネットによる人権侵害に関する問題	50
(4)	その他の人権に関する問題	52
第4	4章 本市における推進体制等	55
1	推進体制	55
2	国、県、他の市町村及び関係団体との連携	56
3	計画の見直し	56
\bigcirc	関係機関一覧 (本文※印) 資料編	57
資料	斗編	59
1	世界人権宣言	59
2	日本国憲法(抄)	63
3	人権をめぐる国内外の動き	66
4	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	70
5	中間市人権擁護条例	72
6	中間市人権教育啓発審議会設置条例	74
7	中間市人権教育・啓発推進会議設置要綱	77
8	第二次中間市人権教育・啓発に関する基本計画について	79
9	第二次中間市人権教育・啓発に関する基本計画策定の経過	80

第1章 はじめに

1 基本計画の趣旨

基本的人権の尊重は人類普遍の原理であり、わが国の憲法でうたわれた「全ての国民は法の下に平等である」との理念を踏まえ、中間市ではこれまでも、市民一人ひとりが差別を許さず、基本的人権を尊重する地域社会の形成に向けて人権施策を推進し、人権が守られ大切にされる総合的な対策を図ってきました。

しかしながら、家庭・学校・地域社会など社会生活のさまざまな局面において、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、HIV感染者・ハンセン病(元) 患者等に対する差別や偏見が依然として存在しています。

また、国際化、少子高齢化、高度情報化社会などを背景にして新たな人権問題が発生している現状において人権意識の高揚は、子どもから高齢者まで市民がいきいきと、安心して暮らせる生活環境づくりをめざす中間市における極めて重要な課題となっています。

中間市人権教育・啓発に関する基本計画(以下「基本計画」という。)は、2000年(平成12年)12月に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」との規定に基づき、地方公共団体の責務として、本市の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進するために策定したものです。

さらに、本基本計画をもとに全庁的に各課が取り組む「中間市人権教育・啓発行動計画」により、人権教育・啓発に関する施策をより総合的かつ効果的に推進し、さまざまな人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指します。

加えて、本基本計画に基づく人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検・評価し、その結果をこれからの施策に反映させ、実効ある施策の推進に努めます。

2 基本計画の性格

基本計画は、次の性格を有するものです。

- ① 「全ての国民は法の下に平等である」との憲法の理念の下に、人権教育及び人権啓発の 推進に関する法律の趣旨に沿って、同和問題をはじめとしてあらゆる人権問題の解決 を目指すものです。
- ② 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、県の「福岡県人権教育・啓発基本指針」及び本市の「中間市人権擁護条例」加えて「中間市人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨をふまえ、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するために「第二次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定するものです。
- ③ 人権が尊重されるまちづくりの担い手は市民と行政であるとの理念の下に、本市における人権教育・啓発の基本的な在り方を示すものであり、市民、行政機関、企業、民間団体等がそれぞれの役割をふまえた上で連携・協働し、実効ある人権教育・啓発を推進するためのものです。
- ④ 本市は人権に配慮した行政であるとの認識の下に、市民一人ひとりの人権意識を高めさまざまな差別や偏見の解消を図るものです。
- ⑤ 2013 年(平成 25 年) に実施した「中間市人権に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)等で明らかになっている本市の実態に基づき、家庭・学校・地域社会・職域などさまざまな場を通して、関係するすべての人々が人権尊重の理念に対する理解を深め、これに共感し体得できるよう策定するものです。

3 人権を取り巻く国内の動き

1948年(昭和23年)第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択されて以来我が国における人権尊重の潮流は急速に大きくなり、1965年(昭和40年)「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)をはじめとして1989年(平成元年)の「児童に関する条約」(子どもの権利条約)、2014年(平成26年)「障害者の権利に関する条約」の批准に至るまで人権に関するさまざまな条約の採択により、人権尊重の具現化が続けられてきました。

国は、さまざまな人権関係条約を批准・加入し、すべての国民に基本的人権の享有を保障する憲法の下で、人権が尊重される社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。また、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の一員として、その役割を果たしていくことは「人権の世紀」である 21 世紀に向けた我が国の最も重要な責務であることを明示しました。とりわけ、我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、教育、就労、産業等の面で未だに存在している格差の是正等、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」であるとしています。

さらに、根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解や実践する態度が、未だに国民の中に定着しておらず、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身についておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も考えられます。

国においては、障がい者に関する国内法の整備を行い、2014年(平成26年)に、国内において障がいに基づくあらゆる差別の禁止や障がい者の権利・尊厳を守ることをうたった国連の「障害者の権利に関する条約」<略称 障害者権利条約>を批准しました。

この批准に伴い、国をあげて障がい者に対する差別禁止や社会参加を促すための施策に 取り組み、障がい者が公共施設を使いやすくするなど、さまざまな分野での対応が求めら れることになりました。

県においては、1997年(平成9年)に「ふくおか新世紀計画」が策定され、同計画は「人権を尊重することは、個人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの基礎的条件であり、世界共通の課題であるとともに、豊かな県民生活を実現するための重要な課題である」としています。特に、「人権に配慮した行政を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて、県民一人ひとりの人権意識を高揚するための教育・啓発を進め、差別や偏見を解消する」と明記しています。

「ふくおか新世紀計画」が示した人権が尊重される社会の実現に向けて、年次ごとに行動計画を具体的に設定し、人権という普遍的な文化を創り上げるために、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法を踏まえ、学校、地域、家庭、職域等あらゆる場を通した人権教育・啓発の取り組みを進めています。

4 人権を取り巻く中間市の動き

中間市においては、1979年(昭和54年)に、初めて同和地区の実態調査を行うとともに、中間市同和対策基本計画策定委員会を設置し、1981年(昭和56年)に中間市同和対策基本計画を策定しました。

1991年(平成3年)には、きたるべき高齢化・福祉社会に対応すべく「中間市高齢者・障がい者にやさしいまちづくり整備指針」を策定し、高齢者・障がいのある人の人権を守る未来像を示しました。

1998年(平成10年)には「中間市人権擁護条例」を制定し、さらに2002年(平成14年)からは、国の同和対策事業が一般対策事業へ移行されたことを踏まえ、本市においても同和問題をはじめとした人権問題に取り組む体制を「同和対策課」から「人権推進課」に改めました。

さらに、2004年(平成 16 年)4月からは地域社会の中で人権啓発や地域福祉の向上を図り、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、新しく中間市人権のまちづくりセンター(現在の人権センター※)を開設しています。また、同年には本市の女性の地位向上、社会参画を推進するため「中間市男女共同参画プラン」(初版)が策定されました。

2006年(平成18年)には、新たに全庁的な取り組みとして「中間市人権教育・啓発推進会議」を設置し、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ効果的な推進体制を再構築しました。

また、2007年(平成19年)4月からは「人権推進課」を「人権男女共同参画課」に改め、 人権問題の施策を推進し男女共同参画社会の施策と一元化することで、より効果的で総合 的な取り組みができる機構になりました。

2010年(平成21年)には、「中間市男女共同参画にかかる市民意識調査」を実施し、その結果を踏まえて、市民一人ひとりが自らの意思によって政策策定や地域づくりの場をはじめとして、あらゆる分野における活動に均等に参画できるよう目指して、2010年(平成22年)に「中間市男女共同参画プラン」(改訂版)を策定しました。

また、同年に、中間市人権教育啓発審議会条例第2号1項の規定に従って、「中間市人権 教育・啓発に関する基本計画」(以下基本計画という。)を策定し、人権が尊重され、人が集う 魅力あるまちづくりを目指してきました。

さらに、基本計画を具現化するための「中間市人権教育・啓発行動計画」を設定し、人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指して、人権問題を全庁的な課題として各課が連携して人権教育・啓発を進めていくとともに、市民一人ひとりが基本的人権を尊重する差別を許さないまちづくりのための人権教育・啓発に取り組んできました。

加えて、2012年(平成24年)に「市民意識調査」を実施し、「基本計画」の見直しや今後の 人権教育・取り組みを着実に推進させることが必要です。

5 基本姿勢

中間市が行う人権教育とは、家庭・学校・地域社会・職域その他のさまざまな場を通じて、市民一人ひとりがその発達段階に応じ、人権尊重に対する理解を深め、正しく身につけるような教育活動です。人権啓発とは、市民の間に人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的としており、そのために多様な機会の提供、効果的な手法の採用、市民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を基本姿勢としています。

(1) 人権教育・啓発活動の推進

人権が尊重される社会を築くため、市内に暮らすすべての人々が人権問題を単に知識としてとどめるのではなく、自らの課題として受け止め、あらゆる場面に生かすことができるような人権意識の高揚に取り組みます。また、人権文化を広く市民生活に定着させるためには、人権に関する知識の普及にとどまらず、市民が人権について主体的に学び、自らが行動していくことが必要です。市民の誰もが生涯を通して、人権問題を身近な学習課題のひとつとして、日常生活の中で生かしていけるよう人権教育・啓発活動を継続的に推進します。

人権文化~人権という普遍的文化の創造と定着のためには、あらゆる場において人権教育が進められな くてはならない文化。

(2) すべての人が共存できる人権尊重社会の実現

人権の基本は、人間の多様性の存在とともに、お互いの違いや異なる考え方や生き方を認め合うことです。すべての人々が人間らしく生きる権利を有し、それぞれの文化や価値観、個性の違いを認め合い、多様性を尊重しながら共に生きる社会の実現が求められています。人権が尊重される社会を実現するため行政と地域社会が一体となって、交流や体験活動等を積み重ねながら差別を許さない社会風土を培い、ノーマライゼーションの考え方を反映できる共生社会の実現をめざします。

ノーマライゼーション〜社会は、男性や女性、子どもや高齢者、健康な人や病気の人、障がいのある人やない人などさまざまな人で構成されているのが普通であって、そのことを肯定し認識して、これをもとに社会づくりを目指そうとする考え方。

(3) 市民参画による人権行政の推進

人権が尊重される社会を実現するためには、地域全体で取り組むことが必要です。また、 人権に関する市民ニーズが多様化する中では、さまざまなまちづくり活動をしている市民 活動団体等との連携や協働が重要となります。

このため国、県等の行政機関はもとより人権擁護委員や民生委員・児童委員、地域社会、 企業、市民活動団体等と連携・協働していくとともに、市民が参画できる人権尊重の行政を 推進します。

第2章 人権教育・啓発の推進

1 人権教育

(1) 学校教育における人権教育

《現状と課題》

今日、学校現場では非行問題をはじめ、いじめ・不登校・<u>規範意識</u>の低下等、解決すべき 問題が依然として山積しているのが現状です。児童・生徒の人権を守るために、人権意識 の高揚を図る人権教育は重要な課題です。

児童・生徒に対する人権教育は、教育活動全体を通して、生命を大切にし、人権が尊重できる豊かな人間性の育成を目指し、人権に関する基本的な知識を学ぶとともに、その内容と意義について理解と認識を深め、感性と感覚を育成する取り組みの推進を図ることが重要です。

各学校においては、年間指導計画に基づいた系統的な人権教育を展開し、自他の人権を 守ろうとする実践力を身につけることができるような指導の充実が大切です。

また、不登校児童・生徒への指導、支援(適応指導教室※)や特別支援を必要とする児童・ 生徒への支援も大きな課題です。

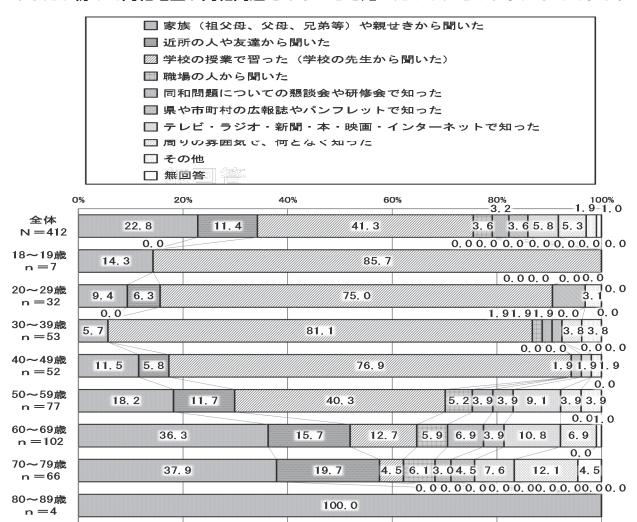
推進に当たっては、校長をはじめ教職員一人ひとりが児童・生徒の実態をきちんと把握し、学校における個々の教育課題を明確にし、共通理解に立ち課題解決にあたることが必要です。

そのためにも、指導する立場の教職員自身が人権尊重の理念の十分な認識を求められる という問題も考えられます。

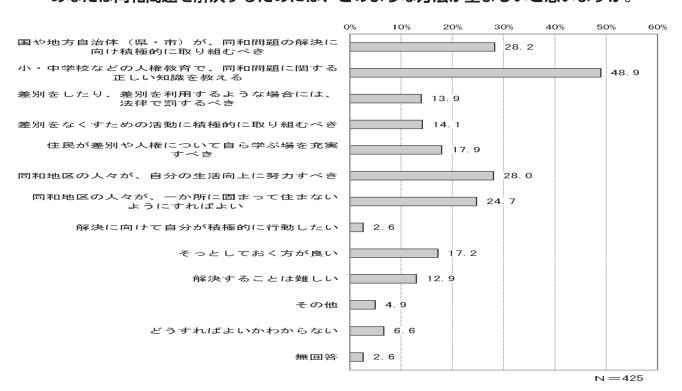
「市民意識調査」で、「あなたが初めて同和地区や同和問題のあることを知ったのは、どのようにしてですか。」という設問では「学校の授業で習った」との回答の割合が高くなっています。また、同和問題を解決するための望ましい方法として「小・中学校などの人権教育で同和問題に対する正しい知識を教える」との回答の割合が高いことから、学校における人権教育の充実が一層求められています。

規範意識~道徳、倫理、法律等の社会のルールを守ろうとする意識。

あなたが初めて同和地区や同和問題をあることを知ったのは、どのようにしてですか。



あなたは同和問題を解決するためには、どのような方法が望ましいと思いますか。



《施策の方向》

- ① 教育活動全体を通して、人権尊重の精神を育てるために、校長を中心とする「人権尊重の視点にたった学校づくり」に取り組みます。
- ・ 教科指導においては、一人ひとりが大切にされる授業に取り組み、お互いの良い所や可能性が発揮できる学習活動の展開に努めます。
- ・ 生徒指導においては、規範意識を培うとともに、生徒の良いところを積極的に伸ばそう とする生徒指導に努め、互いを認め合う仲間づくり、人間関係づくりを推進します。
- ・ 学級指導においては、安心して過ごせる教室などの環境づくりに努めます。そのため に、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター、さらには、外部の人材を 活用し推進に努めます。
- ② 学校においては校長のリーダーシップのもと、教職員が一体となって人権教育に取り 組む校内推進体制の確立を図るとともに、児童・生徒の実態及び発達段階に応じて、地 域社会の実態等も踏まえ、自校の具体的な目標を設定し、共通認識に立った実践力を 身につける取り組みを展開します。
- ③ 人権教育の全体計画と年間指導計画の策定を行い、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等において、さまざまな人権問題についての理解を促し、一人ひとりが大切にされる指導を進めます。
- ④ 人権教育を進めるにあたっては、教職員自身の十分な人権尊重の理念の認識と人権感覚を高めることが肝要です。そのために、教職員の資質向上を図るための研修の充実に努めます。
- ⑤ 学校における人権教育の効果を十分に発揮するために、小・中学校の連携を図り、発達 段階に応じた系統的な取り組みを進めます。また、家庭・地域社会・関係機関等との連 携に努めます。
- ⑥ 保育所・幼稚園などにおいては、多くの幼児とのかかわりの中で他人の存在に気づき、 相手を尊重して行動できるような友達とのかかわりを深め、いたわりや思いやり等お 互いに大切にしあう精神の芽生えを育む基礎を築くことができるよう努めます。

(2) 社会教育における人権教育

《現状と課題》

市民一人ひとりが人権意識を高めていくため、生涯学習の一環として、家庭・地域社会等

の実情に応じた多様な学習機会の充実を図る必要があります。

また、市民が主体的に人権学習に取り組む意識を醸成するためには、学習や実践活動を 通して新たな学習意欲を喚起し、学習活動を進展させながら成果を上げることが必要です。

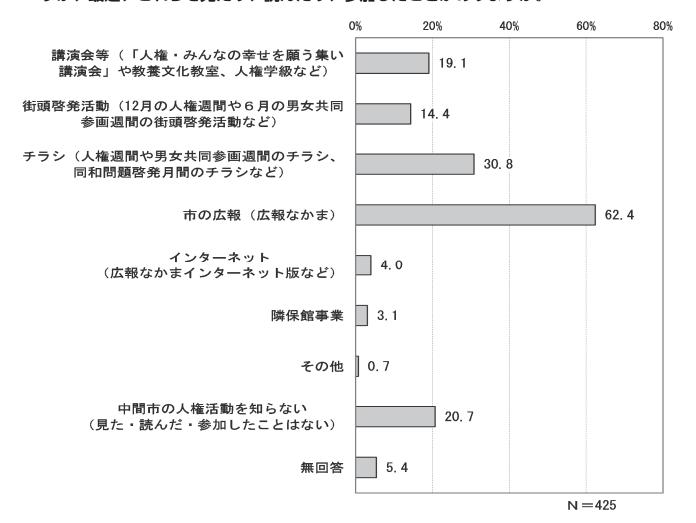
心と心のつながりを感じ互いに支え合えるまちを作り上げていくには、市民が気軽に参加できる地域活動や地域の実情に応じたボランティアセンター※などの市民の参画を促進し、個性や価値観の異なる人や人権を侵害された当事者等との交流を通して相互理解を深め、人権問題への認識を深めていくことが重要です。

さらに、市民の主体的な参加を得ながら進めていくためには、地域社会における学習活動、交流活動・ボランティア活動等の実践活動を活性化していくことが必要です。

「市民意識調査」では、市が発行している「広報なかま」以外の人権活動については、知らない人の割合が高く、若年層の人権問題への関心の薄さがこれからの課題と思います。 また、市が開催している講演会に参加しなかったと回答した人の割合も高く気がかりです。

このような現状から、社会教育における今後の人権教育は、子どもから高齢者までを対象に、多様な学習機会の場を提供しながら、一人ひとりが相互の人権を尊重する社会の実現を図ることが必要です。

中間市では、人権問題解決のために次のような方法で教育や啓発活動などを行っていますが、最近、これらを見たり、読んだり、参加したことがありますか。



《施策の方向》

今日、人権問題が複雑化・多様化する中で、市民一人ひとりが人権を尊重したまちづくりに向けて主体的に参加することを促しながら、学びたくなるような学習活動を通してさまざまな人権問題に関する総合的な理解を目指します。また、人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や言動に反映されるような実践的な人権感覚を身につけられるよう、効果的な人権教育を進めます。

そのために、多様な学習機会の提供とともに、学習成果の活用に努め、学習の場と体験的な実践活動の場を結びつけるなど工夫を図りながら、生涯における重要なテーマとして位置付けて取り組まなければなりません。

地域社会の実態に応じた学習活動を取り組むため、地域社会における指導的役割を果たす人材の養成や資質向上に努め、効果的な人権教育の推進に努めます。

① 学習が実践活動に生かされる学習体系の整備

多くの市民が人権問題に興味と関心を持ち、正しい理解と共感を呼び起こさせるとと もに、その成果を実践活動に生かすことが重要です。

学習の場と実践活動の場が連携して充実した活動ができるよう図っていきます。

② 多様な学習プログラムの提供

人権学習とは単に知識を得るだけでなく、参加者が自ら主体的に学ぼうとする多様な学習プログラムを工夫し、人権尊重に対する意欲を育てながら人権意識を向上させるものでなければなりません。「人権の大切さを理解し、あらゆる差別を許さない」という人権意識が身につくよう学習活動の充実を図るとともに、人権教育を進める組織、団体と連携しながらそれぞれの課題解決へ向けた学習に努めます。

③ 市民活動団体との連携・協働による学習機会や実践活動の場の提供 市民活動団体に対して人権問題に関する研修会の開催を呼びかけ、講師を紹介するな ど、市民活動団体との連携・協働により、市民に対して学習機会や実践活動の場の提供 に努めます。

④ 地域社会・家庭への人権教育の取り組み

市民一人ひとりが人権意識を高めていくためには、人権問題を自らの課題として認識し学習を継続することが必要です。本市の人権センター[※]、中央公民館[※]や生涯学習センター[※]などで各種講座や学習会、講演会等を通じて、学習機会の情報と提供を図るとともに、地域社会・家庭における人権感覚を高めていく取り組みを推進します。

⑤ 担当者・指導者に対する研修の推進

市民が科学的なものの見方・考え方、合理的な生活態度を身につけ、人権問題を自らの課題として主体的に解決していくためには、担当者や地域社会において先頭に立って推進していく指導者の役割が重要であることから、その育成及び資質の向上を目指して研修を推進します。こうした研修を計画的・系統的に積み上げながら、地域社会において人権意識が広く浸透していくように努めます。

2 人権啓発の推進

(1) 市民に対する人権啓発

《現状と課題》

市民に対する中間市の人権啓発は、市の広報紙に市内の小学校及び中学校の児童・生徒の人権作文や人権ポスター・標語などの掲載と人権のセンターだより「よかかぜ」による啓発活動を行っています。

さらに、同和問題啓発強調月間等においては、小・中学生をはじめとして市民を対象とした「人権フェスティバル」をなかまハーモニーホール*を中心に開催し、また、中間市コミュニティ文化祭時においては、「よかかぜ祭」を人権センター*で開催し、広く市民に対し人権尊重の啓発に努めています。

加えて、7月の同和問題啓発強調月間と12月の人権週間には街頭啓発を実施し、人権尊重の大切さを訴えています。さらには、「人権啓発川柳」や「人権講演会」及び「児童生徒の人権作品の展示」を開催し、啓発活動の工夫に努めています。

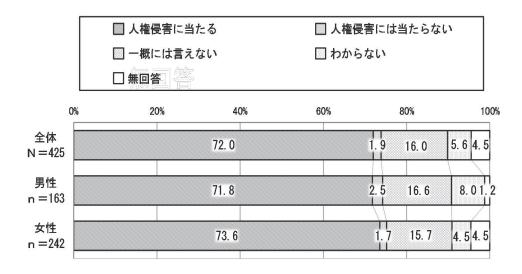
価値観の多様化や個人の権利意識の高まりによって、人権問題に対する関心が高まりを 見せている反面、情報化社会の進展に伴い、インターネット上の電子掲示板やホームページの差別的な情報等の新たな人権問題が現状として発生しています。

近年においても、部落差別落書きや企業活動に伴う差別事象の発生、女性・子ども・高齢者・障がいのある方等に対する虐待などが後を絶たない状況にあります。

「市民意識調査」で、「あなたは以下の問題に関する事柄が、人権侵害に当たると思いますか。」という設問では「人権侵害にあたる」という回答が高い割合を示しているものの、個々の判断基準にばらつきも見られます。

一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、人権尊重の視点に立った行政 施策を一層推進し、豊かな人権文化を地域社会で育て、市民に人権啓発活動を継続して行 うことが重要です。

あなたは以下の問題に関する事柄が、人権侵害に当たると思いますか。 (1)インターネットの匿名性を利用し、普段は言えない他人への悪口を言うこと



《施策の方向》

人権啓発は、家庭や地域社会などあらゆる場で生涯学習の一環として実施することにより、市民の人権尊重の理念に対する理解が深まるとともに、さまざまな人権に関する内容・領域の充実を図り体得できるようにしていくことが必要です。

また、市民一人ひとりの人権が真に尊重されるまちづくりを目指し、人権を現代的な課題の一つとして取り上げ、多岐にわたって人権に関する学習の一層の充実を図っていくことが大切です。

その際、人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において、同和問題に限らず、さまざまな人権問題を自分自身の問題と捉え、態度や行動に現れるような啓発が求められています。そのためにも、誰もが心豊かに暮らすことのできるまちづくりを課題とした視点に立った啓発活動を推進します。

① 市民に対する啓発活動の充実

本市が取り組んでいる市内広報活動、講演会及び街頭啓発等は、人権問題を自分のこととして捉えられるように努めてきました。今後とも、人権尊重に対する理解を深めるため、内容や手法に工夫を凝らしながら啓発活動の一層の充実に努めます。

また、北九州地域人権啓発活動ネットワーク協議会と連携して啓発活動を推進します。

② きめ細かな啓発活動の推進

日常生活の身近な問題をテーマとしながらふさわしい啓発手法・媒体を活用して、きめ細かな啓発活動を推進します。

③ 相談機能の充実

人権問題に関する悩みなどを感じている人に対し、市内の人権擁護委員による人権相談窓口*を開設し気軽に相談できる身近な相談機能の充実を図ります。

④ 人権センターの充実

人権センター[※]は市民相互の情報交換や交流の機会を提供するなど、市民啓発の拠点施設として、市民に親しまれる施設を目指し、一層の周知と事業の実施に努めます。

北九州地域人権啓発活動ネットワーク協議会〜地域の実情に応じて広域的に連携協力することで、啓発 活動を効果的に推進していくための地方公共団体のネットワーク。

人権擁護委員~人権擁護委員法にもとづいて、人権相談を受けて問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者を救済したり、市民に対して人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。

(2) 民間団体・企業における人権啓発

《現状と課題》

市内の民間団体では、さまざまな人権問題に対する関係者の理解と認識を深めるため、講演会の開催、調査、研究、情報交換など人権啓発の有意義な取り組みが行われています。

また、県や中間市が主催する講演会、各種イベントへの参加など人権にかかわるさまざま な活動を展開しており、人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っています。

さらに、企業においても同和問題をはじめとする人権教育は、個々の企業の実情や方針 に応じて、自主的に行われています。

基本計画に基づく人権教育及び人権啓発を推進するにあたっては、民間団体、企業での自主的な取り組みの展開が必要です。また、教育・啓発の効果的な推進を図るため、国・県などの関係機関と緊密な連携と協力のもとに取り組みが必要です。

民間団体や企業に対しても、教育・啓発を計画的に取り組んでもらうよう働きかけるとともに、研修教材や情報の提供などを行い、教育・啓発の積極的な推進が図られるよう連携を深めていく必要があります。

《施策の方向》

① 民間団体や企業への研修支援

民間団体に対して、研修にあわせた講師の紹介や研修教材の提案などの支援を行います。また、企業に対しては企業の社会的責任の自覚と役割とともに、人権を大切にす

る企業づくりや職場の環境づくりを進めながら人権尊重が図れるような講師の紹介、 研修教材の提供などの支援を行います。

② 民間団体や企業への情報提供

民間団体や企業に対して人権問題に関する情報提供を行うなど、人権啓発が自主的に 取り組まれるよう積極的な働きかけを行います。

3 特定の職業に従事する者に対する人権研修

《現状と課題》

すべての市民の人権が尊重される社会を実現するためには、さまざまな分野の人々を対象に、あらゆる場、機会を通じて人権教育及び啓発の取り組みが必要です。

特に人権へのかかわりが深い特定の職業(教職員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉 関係職員、労働行政関係職員、消防職員、公務員等の業種)に従事する人に対しては、人権 尊重の精神を涵養するための研修を実施していくことが必要不可欠です。

「人権教育のための国連 10 年行動計画」を踏まえて、人権という普遍的な文化を創り上げていくために、これまでの啓発活動での手法を参考にし、人権教育・啓発を目指します。特に、職種・職務に応じて計画的・発展的な研修を実施するとともに、効果的な方法に留意しながら、人権尊重の理念についての認識を高め、実践力を身につけることが必要です。

《施策の方向》

(1) 市職員、教職員等における人権研修

地方自治体は、憲法の基本理念の一つである「基本的人権の尊重」を具体化する責任と役割があります。この責任と役割を果たすためには、行政に従事する職員や教職員の一人ひとりが国際人権規約の視点や日本国憲法の理念を遵守し、あらゆる人権問題を自らのこととして捉え人権に対する理解と意識の確立が必要です。

また、人権を尊重する意識を日常的に定着させるためには、教育の果たす役割は極めて 大きいものがあります。

加えて、市職員は、住民の福祉向上にかかわる役割を担っているので、人権尊重の理念を 理解して、行政運営にあたることが大切です。教職員は、児童・生徒の心身の成長発達を促 進し、支援する役割を担っているので、確かな人権感覚を備えるとともに、人権尊重の理念 を根底においた教育活動の展開が大切です。

このため、本市では人権尊重の視点に立ち、すべての市職員、教職員等が豊かで確かな人権感覚を身につけるよう研修の充実を図ります。

国際人権規約~1966 年(昭和41年)経済的・社会的及び文化的・市民的及び政治的権利に関する国際規約。

(2) 社会教育関係者における人権研修

社会教育関係者は、地域社会を基盤に地域住民と密接なかかわりをもって活動しており、 そのなかで人権問題について共に語り合い、学習をすることが大切です。そのためには、 社会教育関係者が職務に応じた人権感覚を養い、人権にかかわる問題の解決を図ることが できるよう充実した内容の研修を行います。

(3) 福祉関係者における人権研修

女性、子ども、高齢者、障がいのある人など、社会的弱者といわれる立場にある人々と接する機会が多い福祉関係者(民生委員・児童委員、家庭児童相談員、母子自立支援員、福祉事業従事者等)は、個人情報を知り得る機会が多く、職務の遂行上、人権の尊重や個人のプライバシーへの配慮が特に必要です。

福祉関係者にとって人権意識を深めることが重要な職務であることを踏まえ、誰もが公平で一人ひとりの人権を尊重された福祉が受けられるような人権教育や研修の推進を図ります。

(4) 医療・保健関係者における人権研修

医療技術の進歩、生活様式の変化に伴い市民の健康意識や価値観は大きく変化し、患者の人権を尊重した医療や患者と医療関係者の望ましい関係構築が重要となっています。(市立病院**)や開業医などの医師・看護師・薬剤師・医療技術者など、あらゆる医療・保健従事者は、人の生命や健康を守るという重要な役割を担っています。職務遂行にあたっては、医療に関する高度な専門知識や技術はもとより生命の尊厳を重んじるとともに、患者や家族の立場を考慮し、患者本位の医療を提供することが求められています。

また、災害時や救急医療に従事する消防署[※]の職員は、高度な専門知識や技術をもとに市 民の人権を尊重した避難・救助活動が求められます。

そのためには、患者のプライバシーへの配慮など、患者の人権に対する深い理解と認識 が必要であり、人権意識に根ざした行動が求められています。

また、患者が納得して安全で適正な医療を受けることができるよう、インフォームド・コンセントの徹底や患者の人権を尊重するため、医療関係者に対する人権教育に関する研修などの充実が図られるよう関係機関、団体に対して県や関係専門機関と連携して働きかけを行います。

インフォームド・コンセント〜医師が患者に診療の目的や内容を十分に説明し、患者の同意を得ること。

4 総合的かつ効果的な推進

(1) 教材や資料等の整備と提供

人権教育・啓発の推進にあたっては、新たに起こる人権問題も含めた個別の人権課題に 関することをはじめとして、人権問題の歴史と歩み及び施策、そして、人権問題相互の関連 も考慮して総合的かつ体系的な視点から推進を図ることが必要です。

このため、日常的に人権問題に興味・関心とともに共感を呼び起こし、日々の暮らしの中で人権への配慮が、具体的に態度や行動に現れるような教材や資料の開発・整備に努めます。

また、提供に当たっては、市民一人ひとりが理解したい、学びたいことに見合った情報を 入手できるように環境を整えるとともに、公報やチラシなども効果的に行います。

(2) 内容・手法に関する推進

学校、市役所、企業等においては、これまでさまざまな人権教育・啓発に取り組んできた 実績もあります。

内容においては、人権の歴史と歩み、差別の現実と実態、人権問題と自分とのかかわり、 差別や偏見をなくしていく取り組みなど、日常生活や地域社会に根差したもの等広い範囲 に及んでいます。

手法においては、広報紙、チラシをはじめとして、講演形式や体験的な参加型学習等があげられます。

これらの内容・手法においては、対象者や地域社会の実情を生かし、実践を通してその効果を確かめたり、検証したりしながら、これからの内容・手法を工夫・模索していくことが必要です。

今後は、過去の効果的な内容・手法とともに、他市町の学ぶべく実践や取り組みを大いに 参考にし、対象者や地域社会の実情や目的に応じた効果の期待できる新たな実効性のある 研修プログラム等の作成・普及に努めます。

第3章 分野別施策の推進

1 同和問題

《現状と課題》

中間市においては、1972年(昭和47年)に同和地区の同和対策事業を推進するために隣保館を建設しました。1979年(昭和54年)に同和地区実態調査を行うとともに、「中間市同和対策基本計画策定委員会」を設置、1981年(昭和56年)に「中間市同和対策基本計画」を策定し、本市の同和対策事業については本計画に基づいて行ってきました。

国の時限立法で定められたすべての同和対策特別措置法が失効する 2002 年(平成 14 年) までの 33 年間にわたり、地域改善対策事業を展開してきました。

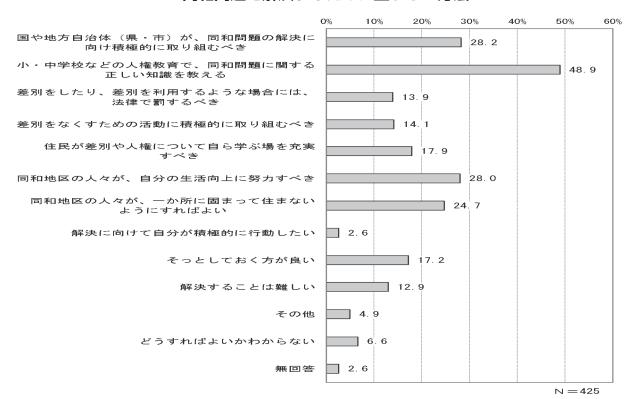
この間、本市においては、国及び県と互いに密接な連携を図りながら諸施策を推進してきており、これらの施策推進と地区住民の自主的な努力によって、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備が図られたところです。

一方、差別意識の解消に向けた教育及び啓発もさまざまな創意工夫のもとに推進してきましたが、差別問題は依然として後を絶たず、未だ差別意識の解消に至っていません。

今日においても、就職や結婚問題等を中心に差別意識は根深く存在し、部落差別落書きやインターネット等を利用した差別記事の書き込み等、形態を変えた悪質な差別事象が発生しています。

「市民意識調査」で「あなたは同和問題を解決するためには、どのような方法が望ましいと思いますか。」という設問では、「小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える」が高い割合を占めています。また、国や地方自治体が同和問題の解決に向け積極的に取り組むべきと続いています。

同和問題を解決するために望ましい方法



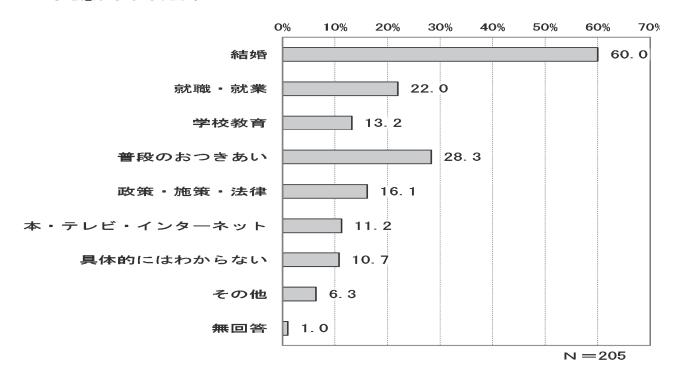
同和問題をはじめとしてすべての人権問題の解決のためには、自分の問題としてしっかりと受け止め、自らの課題として進んで解決をしようとする態度・実践力が必要です。「市民意識調査」の結果に見られるように「学校の人権教育で正しい知識を教える」や「行政が同和問題の解決に積極的に取り組む」ことだけに同和問題の解決を求めるのではなく、自らが主体的に解決しなければならない問題としてきちんと捉えることのできるようなきめ細かな啓発の積み上げが必要です。

中間市が取り組んでいる市内広報活動、講演会及び街頭啓発等は、人権問題を自分のこととして捉えきれるように努めてきました。今後とも、人権尊重に対する理解を深めるため、内容や手法に工夫を凝らしながら啓発活動の一層の充実に努めます。

また、北九州地域人権啓発活動ネットワーク協議会と連携して啓発活動を推進します。

「市民意識調査」で、「同和地区の人を嫌がったり、避けたりするようなのは、どのような場面ですか。」という設問では、「同和地区の人を敬遠する意識が残っていると思う」と回答した人の6割が「結婚」と回答しています。50歳代以上で「結婚」と回答した人の割合が高い傾向が見られます。

同和地区の人への差別意識を感じる場面は、どのような場面でそうした意識が残っていると思われましたか。

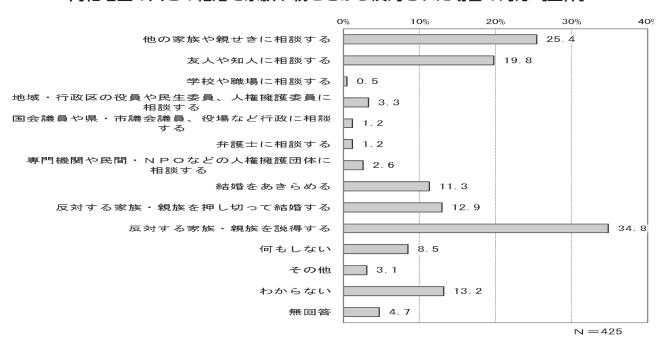


また、「同和地区の人と結婚しようとした時、家族や親せきに反対されたらどうしますか。」という設問では、「反対する家族や親せきを説得する」という回答が高い割合を示しています。このことは、結婚差別ときちんと向き合い、自らの努力で結婚差別を解消しようとする差別問題と対峙している受け止め方になっています。反面、自分では判断できず、誰かに相談するという回答が高い割合を示しており、自分の問題として解決に取り組んで

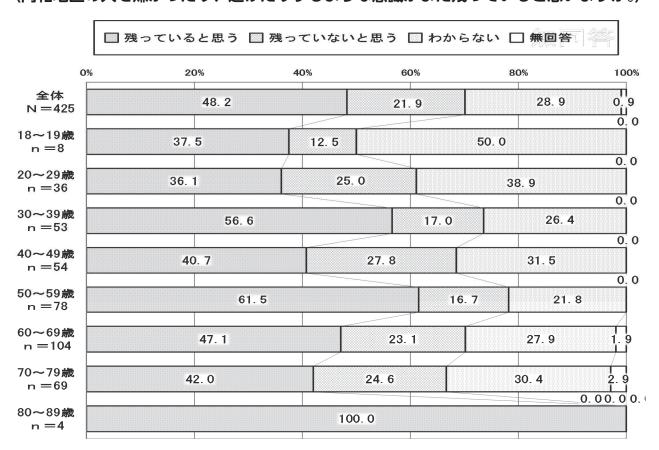
いける積極的な啓発が求められています。

さらに、「同和地区の人を嫌がったり、避けたりするような意識が残っていますか。」という設問では、「同和地区の人を敬遠するという意識が残っていると思う」という回答の割合が高くなっています。特に、高齢者の場合は、「残っている」と感じている人の割合が高齢者世代以外より高くなっています。

<同和地区の人との結婚を家族や親せきから反対された場合の対応〔全体〕>



〈同和地区の人を嫌がったり、避けたりするような意識がまだ残っていると思いますか。〉



こうした市民意識は、差別意識の解消に向けた施策・教育及び啓発をさまざまな創意工 夫のもとで取り組んできましたが、部落差別は依然として根強く残っており、残念ながら 未だに差別意識の解消に至っていないことのあらわれです。

今後も市民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を深め、さまざまな人権・同和問題の解決への取り組みを促進するため、なお一層人権問題を重要な柱ととらえ、すべての人の基本的人権を尊重する人権教育、啓発活動の着実な推進を図っていくことが求められています。

《施策の方向》

1991年(平成8年)に出された<u>地域改善対策協議会の意見具申</u>の趣旨を認識し、これまで同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果などを踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発を発展的に再構築していく必要があります。

中間市では、同和問題における歴史的な背景やこれまでの問題解決への取り組みの経緯を十分に認識し、これからも人権教育及び啓発活動の積極的な取り組みを推進します。

また、近年顕在化してきている地区住民に対する誹謗・中傷などの差別事象については、 法務局*をはじめ関係機関との連携を図りながら適切な解決を図るとともに、市民一人ひ とりが同和問題についての正しい理解と認識を深め、主体的に差別の解消に取り組むこと ができるよう、研修会や講演会等さまざまな事業を推進します。

地域改善対策協議会の意見具申~同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると、その 精神を踏まえて今後とも国や地方公共団体はもとより、国民一人ひと りが同和問題の解決に向けて主体的に努力しなければならない等の 意見。

(1) 人権教育の推進

① 学校教育

学校教育においては、小・中学校の教育活動を通じて、人権尊重の精神の育成を目指し、児童・生徒の発達段階や地域社会の実態を踏まえた系統的、発展的な人権・同和教育を実践するとともに、教育内容の充実、改善を図ってきました。

「市民意識調査」の結果では、人権課題の解決に向けて力を入れるべきこととして、市 民が「学校内外の人権教育の充実」に期待を寄せていることから、学校教育における重 要な課題であることを今一度認識し、これまでに積み上げられてきた人権・同和教育 の成果を踏まえながら、総合的な推進に努めます。そのために、すべての児童・生徒が 生命と人権の尊さを認識し、計画的かつ効果的な人権・同和教育を今後も推進し、豊か な人権感覚の育成を目指します。

また、教職員の人権教育、とりわけ同和問題に対する正しい認識を培う研修の充実を 図り、児童・生徒に人権尊重の態度や実践力が身につくような効果的な指導が行われ るよう指導力の向上に努めます。

② 社会教育

人権・同和問題については、市民一人ひとりが自らの課題としてきちんと捉え、解決に向けて主体的に努力、実践していく必要があります。そのためには、子どもから高齢者に至るまで人権・同和問題について正しい理解と認識をもち、人権意識を向上させ、自身はもとより、他人の人権を尊重する態度と行動を身につけることが大切です。

また、これまで行われてきた同和地区の住民に対する学習活動の成果を踏まえながら、 地域における計画的・効果的な学習活動が行われるよう支援に努めます。

地域社会は、さまざまなふれあいや体験を通して社会の構成員としての成長を促す大切な場であり、社会教育における人権・同和教育は人権尊重の意識を育むうえで大きな役割を果たすものです。

このことから、社会教育や生涯学習をはじめとする各種教育における学習機会をとらえ、人権・同和問題に対する差別意識と偏見の解消に向けた指導者の育成や人権教育・ 啓発に積極的に取り組みます。

③ 職員等における人権・同和教育

同和問題の解決は、行政における重要な課題であることを再認識するとともに、市民の教育・啓発に対する期待や願いに応えるために、市民と身近に接する機会が多い市の職員等の役割は大切です。

市職員等は同和問題と同時に他の人権に関する理解と認識をさらに深めるため、充実した人権・同和研修を行い資質の向上を図ります。

(2) 人権啓発の推進

① 市民への啓発

市民一人ひとりが同和問題についての正しい理解と認識を深め、部落差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、国や県が行っている同和問題啓発強調月間や人権週間を中心に、講演会の開催や啓発活動を行います。

啓発にあたっては、日常生活や地域など身近に起こる同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者及び障がいのある人などの人権問題に視点をあて、市民一人ひとりが日々の暮らしと密接なかかわりがあることを自覚し、かつ認識することが大切です。そのために中間市では、市民との協働でポスターの掲示や講演会などを開催し、市の広報紙やホームページ・機関誌等を利用してだれもが理解しやすい情報提供を行います。

② 企業等における啓発

企業内において、市内の企業や商工団体、社会福祉施設などの職員に対して差別のない明るい職場づくりを自主的に進めるための啓発・研修に取り組むよう働きかけていきます。

同和問題を解決するための重要な課題は、就職の機会均等を確保することです。このことから公共職業安定所※〈ハローワーク〉の取り組みに協力し、雇用主が同和問題についての正しい理解と認識のもとに、差別のない公正な選考や採用を行うよう啓発に努めます。

③ えせ同和行為に対する啓発

「えせ同和行為」は同和問題解決を阻害する重大な差別行為です。同和問題を悪用して、違法・不当な利益や義務のないことを要求する行為は、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた関係者や関係団体に対して、永年にわたり努力してきた教育や啓発の効果を根底から踏みにじるものです。加えて、同和問題に対する誤った認識を与え悪影響を生じさせるなど、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。

本市においては、えせ同和行為の排除に取り組むため、関係団体や関係機関等と連携を十分に図りながら同和問題についての正しい理解を深める啓発に努めます。

2 女性に関する問題

《現状と課題》

中間市においては、2001年(平成13年)に策定された中間市第3次総合計画(後期)の中で、「21世紀は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発輝することができる社会を実現する施策を展開していく必要がある」と男女共同参画についての基本姿勢を打ち出しています。

2003年(平成15年)には「中間市男女共同参画プラン策定委員会」を設置し、中間市男女共同参画プランの策定に向け、男女共同参画にかかる市民意識調査を実施し、その結果を踏まえ2004年(平成16年)に中間市男女共同参画プラン(10ヶ年計画)が策定されました。2007年(平成19年)には、本市の組織の見直しにより「市民部人権男女共同参画課」とし、「男女共同参画係」を設置しました。

2009年(平成21年)には、同プランが5年目の中間年にあたることから見直しを行い、前回の「男女共同参画にかかわる市民意識調査」の結果と比較して、市民の男女共同参画に関する意識や実態の変化を把握するため、市民意識調査を実施して報告書をまとめました。

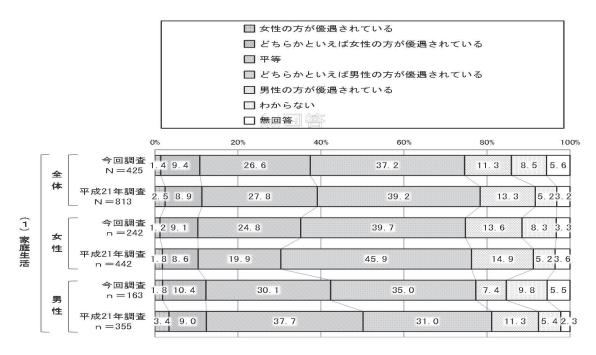
2014年(平成26年)3月には、中間市男女共同参画プラン(10ケ年計画)の最終年度を迎えるので、新たなプラン策定のため、2012年(平成24年)に市民に対する基礎資料を得る目的で「中間市男女共同参画に関する市民意識調査」(以下 男女共同参画意識調査という)を実施しました。

2014年(平成26年)3月に施策の評価や課題を踏まえたうえで、社会情勢に沿った新たな中間市男女共同参画プランに改めています。

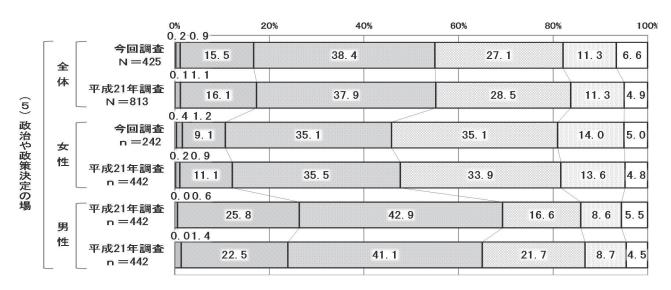
「男女共同参画意識調査」の調査結果で、「あなたは次にあげる分野で、男女の地位は平

等になっていますか。」というさまざまな場における男女の地位の平等意識という設問では、不平等感が最も高いのは、社会通念・慣習・しきたりとなっており、男女の実質的な平等感が達成されておらず、多くの課題が残されています。

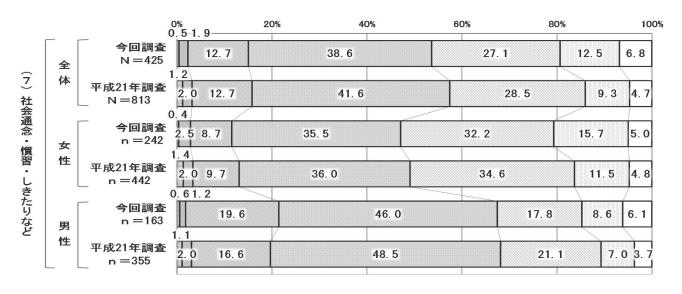
<男女の地位の平等について [全体、性別] (前回調査比較) >



男女の地位の平等について「全体、性別」(前回調査比較) -3>



<男女の地位の平等について [全体、性別] (前回調査比較) - 4>



また、すべての場において、女性より男性の方が優遇されているという割合が高く、特に、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「職場」、「政治や政策決定」場では、「男性の方が優遇されている」「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」という回答の合計が過半数を占める結果となっています。このことから、課題と年齢に応じた男性に対する意識の啓発が求められています。

中間市男女共同参画プランでは、すべての市民がお互いに一人の人間として尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を推進していくことが目標となっています。しかし現実の社会では、女性の就職難や就業形態による男女の賃金格差、介護や育児等においても女性に対する負担が大きく、無意識のうちに性別役割分担意識が根付いています。

また、近年では、夫婦や恋人など男女間における<u>セクシャル・ハラスメント</u>(通称セクハラ)や暴力が問題となり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の制定等、立法的な措置がとられています。

さらに、このような事案については人権侵犯事件として、関係機関と十分連携を図りな がら早急な対応が、緊急の課題となっています。

女性を取り巻くこうした状況を踏まえ、社会のあらゆる分野に男女が対等に参画し、個性と能力を生かすことができる社会を形成するために、市民への啓発を積極的に進めていく必要があります。

性別役割分担意識~「男は仕事、女は家庭」「子育ては母親」といった性別による行動や慣習等の固定的 な役割分担意識。

セクシャルハラスメント (セクハラ) ~一定の社会的な関係を利用して行われる相手の意に反する性的 な言葉や行動、女性に対して不快な思いを与える性的な言葉や行動など。

《施策の方向》

女性の人権が尊重される社会を実現するためには、社会の一員として男女の対等な関係が守られ、社会のさまざまな分野の活動に自分の意思に基づいて参画する機会が確保され、男女が平等にさまざまな利益を享受することができ、共に責任を担う男女共同参画の推進が大切です。

本市では、「中間市男女共同参画プラン」で定められた基本目標を踏まえ、性別にとらわれず、一人ひとりが自立し、自らの意思をもって社会にかかわることができるように市民の意識づくりの高揚を図ります。

また、男女がお互いの人権を尊重することで男女平等意識の定着を図り、男女共同参画 社会を形成するための取り組みを積極的に推進します。

「中間市男女共同参画プラン」基本目標

- 1. 男女共同参画をめざす社会の形成
- 2. 社会参加の促進
- 3. 働く権利の保障と雇用の場における男女平等の推進
- 4. 男女の自立促進と生活・子育て支援
- 5. 男女の健康づくりと暴力の根絶

(1) 女性の人権が尊重されるまちづくり

① 社会的慣習の見直しを図る啓発活動の推進

男女共同参画社会を形成していくためには、男女が性別によって社会的慣習において 差別されることがないようにするとともに、性別による固定的な役割分担意識を現実 の社会的慣習と対比しながら見直していく必要があります。

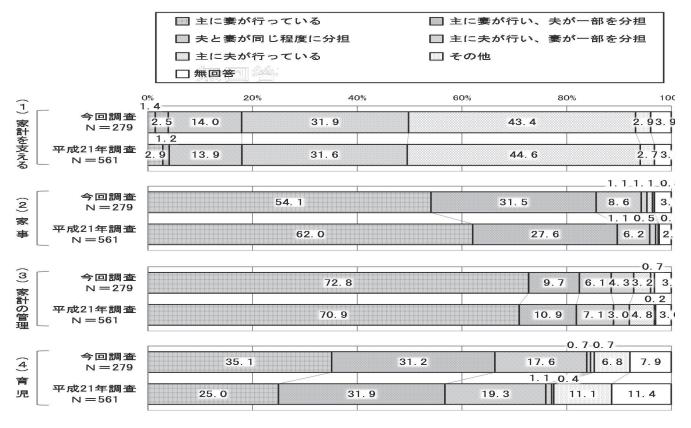
そのために、男女共同参画に視点をおいた講演会や学習会等を開催するとともに、市の広報紙やホームページ、ポスターなど多様な媒体を通して、男女平等の意識が広く市民の中に浸透し、定着するよう継続して啓発活動を推進します。

「男女共同参画意識調査」の調査結果で、「あなたのご家庭では、次にあげるような家庭内の仕事を、主にどなたがしていますか。」という設問の中では、「主に夫が行っている」という回答のうち「家計を支える」が最も割合が高く、次いで「高額な買い物の決定」「家庭問題の最終決定」となっています。

「主に妻が行っている」という回答では、「家計管理」が最も割合が高く、次いで「家事」「日々の会計管理」、「地域活動」、「介護」「育児、しつけ」となっており、依然として男女の役割に対する固定的な考え方が見られます。ただ、前回の調査と比べると、「家事」においては、「主に妻が行っている」という回答が低くなり、「主に妻が行っている」という回答が低くなり、「主に妻が行っている」という回答が低くなり、「主に妻が行っている」という回答が低くなり、「主に妻が行っている」という回答が低くなり、「主に妻が行っている」という回答が低くなり、「主に妻が行っている」という回答が低くなり、「主に妻が行っている」という回答が低くなり、「主に妻が行っている」という回答が低くなり、「主に妻が行っている」という回答が低くなり、「主に妻が行っている」という回答が低くなり、「主に妻が行っている」という回答が行っている。

「家事」においては、「主に妻が行っている」という回答が低くなり、「主に夫が行い、 妻が一部を分担」「夫と妻が同程度に分担」という回答が高くなっており、男性の意識の変化 が見られるようです。

〈家庭内における仕事の役割分担【全体】(前回調査比較)〉



② 男女平等の意識を育む教育・学習の推進

男女平等と人権尊重についての意識は、幼児期から家庭や学校・地域社会の中で形成されることから、発達段階に応じた教育とともに、あらゆる機会をとらえて男女平等の意識を育む教育・学習を推進します。

③ 人権意識の啓発推進

お互いが性別に拘束されることなく、一人ひとりが尊重されるまちづくりをめざした 学習会の開催や性犯罪、セクハラ、ドメスティック・バイオレンス(通称DV)といっ た主に女性が被害者となる人権侵害の根絶をテーマとした講演会や学習会を開催する など、性別により人権侵害を受けない人権意識の啓発に努めます。

ドメスティック・バイオレンス~「家庭内暴力」主に女性が夫や恋人など親しい関係にある男性から受ける暴力。「生活費は誰が稼いでいる」など精神的な暴力も含まれる。

(2) 男女共同参画社会づくりのための環境の整備

① 女性の健康支援体制の整備

女性は、妊娠や出産、また、思春期から更年期にいたるライフサイクルの中で、男性と異なった健康上の問題もあります。女性の健康を支援するために、家庭、学校、地域社会と連携し、幼児期からの性教育を推進するとともに、女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)の確立を目指した取り組みを推進します。また、日常の健康管理や生活習慣病などの早期発見のため、医療機関や保健センター*などの活用を図り、健康診断や婦人がん検診の受診勧奨を図るとともに、健康相談の充実や健康教室を開催します。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ〜子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを自己決定できる自由を持ち、子どもの数や出産の間隔、時期を自由に責任もって決定することができ、そしてそれを可能にする情報と手段を有することが基本的人権として承認されていること。

② 仕事、家庭、地域生活の両立を支援する環境の整備

男女が共に社会に参画していくためには、職場において育児休業等が実質的に所得可能な環境と上司の理解等職場における働く環境の整備、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境作りを行うとともに、女性のための就職・再就業・職業継続の支援が重要です。その具体化を目指して、保育所や介護サービスの充実など、男女が積極的に地域活動や職場に進出できるような社会環境の整備を図るとともに、生涯にわたる学習機会の充実を図ります。

また、働く女性の福祉の増進を図るため働く婦人の家※の活用を推進します。

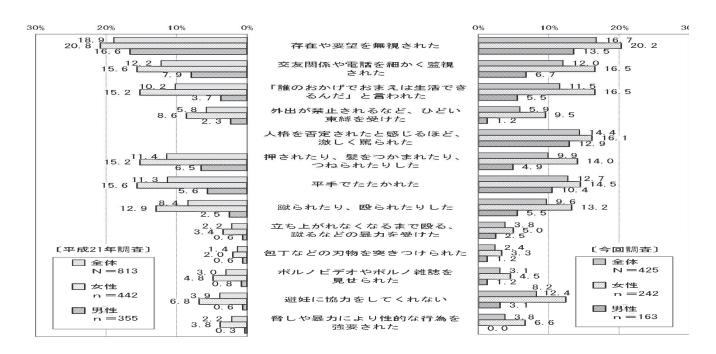
③ DV・ストーカー行為の被害者に対する相談体制の充実

近年、夫・パートナーからの暴力が顕在化しており、市民意識調査においても、夫・パートナーからの暴力を受けたと回答した女性の割合は、依然として高い水準にあります。

また、最近は深刻な犯罪のストーカー行為が、新たな社会問題として大いに注目されています。

2001年(平成13年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(D V防止法)が施行され、2008年(平成20年)には同法が改正され、被害者からの保護命令の申し立てが身体的な暴力だけでなく、脅迫など心身に有害な影響を及ぼす言動も対象となるなどDV防止法が強化されています。

〈パートナーからの暴力の有無「全体、性別」(前回調査比較)〉



「男女共同参画意識調査」の調査結果で、「あなたはこれまでに、パートナー(配偶者や恋人)から次のようなことを受けたことがありますか。」という設問では、どの項目においても、男性に比べて女性の回答率が高く、女性が男性から暴力を受ける場合が多いという結果になっています。

被害者に対する相談・支援に際しては、県の配偶者暴力相談支援センター※など関係機関と連携するとともに、専門カウンセラーの育成を図り、市の相談窓口※〈人権男女共同参画課〉の充実強化を図っていきます。

ストーカー行為に関しては、警察等の関係機関と緊密な連携を保ちながら、当事者 が深刻な被害者にならないような配慮を図っていきます。

(3) 男女共同参画を推進する社会システムの構築

① 政策・方針決定過程への女性の参画

女性が政治・経済・社会・文化などのあらゆる分野に男性と対等に参画し、持てる能力を十分に発揮することは、調和の取れた社会発展に極めて重要なことです。

本市では、男女共同参画プランにおいて 2019 年(平成 31 年 3 月)までに、庁内の各種 審議会、委員会等における女性委員の割合の目標を 40%に定めています。

また、企業や団体等に対しても国や県と連携して、管理職の登用等、政策・方針決定過程への女性の参画について取り組みを推進します。

② 職場・家庭・地域社会との連携

男女共同参画社会の実現には行政だけの取り組みでは不十分であり、職場・家庭・地域

社会との連携が必要不可欠となります。このため、職場・家庭・地域社会と相互に連携し、色々な活動を男女が共に担える環境作りを目指した男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを推進します。

③ 男女共同参画の実現に向けた総合的な推進

「中間市男女共同参画プラン」に基づく「中間市男女共同参画行動計画」を踏まえ、男女共同参画社会の早期実現をめざして、本市の全庁的な取り組みを推進します。

④ 性の相談機能の充実

結婚や離婚、男女の問題などの悩みやパートナーからの暴力、家庭の不和、その他、人に言えない悩みなどを抱える女性に対して、安心して相談できる女性相談窓口※〈人権男女共同参画課〉とともに、専門のカウンセラーの育成を図るなど相談機能の充実に努めます。

3 子どもに関する問題

《現状と課題》

子どもは、人格を持っている一人の人間として大切にされるとともに、一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを認識し、人権尊重や保護のための取り組みが必要です。

中間市においても、子どもが幸福に生きる権利を守るとともに、家庭の相談・支援のため に、家庭児童相談事業を早くからスタートさせ、子どもとその家庭の支援事業を開始しま した。

1998年(平成10年)には、「子どもの権利条約」などを載せた「おなじ空の下に」と題した子どもの権利をわかりやすく説明した啓発冊子を、市内に全戸配付しました。

2000年(平成12年)には、虐待児童の早期発見、適切支援を図るため中間市児童虐待防止連絡協議会「中間市はばたけ子どもネットワーク」を創設し、当初32関係機関で発足しました。

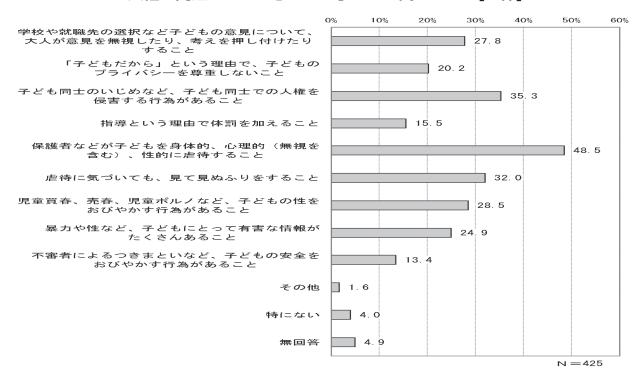
さらに、同ネットワークを 2005 年(平成 17 年)には虐待に加え、いじめ・不登校・不適切 養育など、子どもが幸せに生きる権利を阻害する行為の根絶を図るため 42 機関まで拡げ、 連携を強化しました。

また、同年には地域全体で子育てを支援する体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくり、さらに次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを行っていく上での指針となる「中間市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

さらに、子どもの人権擁護の動きが本格化しているにもかかわらず、一方においては、依然として子どもの人権を侵害する事象が後を絶たず、児童虐待、いじめや体罰など多くの深刻な問題が生じています。

「市民意識調査」で、「子どもに関する事がらで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。」という設問では、「保護者などが身体的、心理的、性的に虐待すること」という回答が高い割合を占めており、「子ども同士のいじめ、人権侵害を行う行為」「虐待に関する行為」と続いています。

<人権上問題があると思われる子どもに関すること「全体1>



加えて、少年非行は、低年齢化が進み凶悪化や粗暴化の傾向が目立ち、有害情報の氾濫、薬物乱用など子どもの福祉や健康をむしばむ懸念すべき状況となっています。

また、近年は、子どもに対する親からの身体的虐待や<u>ネグレクト</u>等の虐待が深刻な様相を呈しています。学校においては、自立や社会参加に向けて発達段階の違いにより特別に支援を必要とする子どもの問題、学校に行きたくても行けないなど不登校の問題、そして校内暴力やいじめ等が依然として続いており、子どもたちを取り巻く環境は憂慮すべき状況になっています。

子どもにとって大切なことは、家庭、地域社会、保育所、幼稚園、学校がそれぞれ緊密に 連携しながら子どもの人権や権利を守り、夢や希望をもって豊かに暮らすことのできる環 境をつくっていくことです。

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)~1989年(平成元年)国連総会で採択され、児童の人権の 尊重や児童保護等の推進を目指した条約。

中間市次世代育成支援行動計画~中間市の次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくり等の計画。

ネグレクト〜保護者などが子供や高齢者・病人などに対して、必要な世話や配慮を怠ること。

本市の児童虐待に関する相談状況

年次	対象	中間市家庭児童相談室での支援者数				
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
平成 21 年度	乳児	5	9	5	0	70
	幼児	3	9	3	0	
	小学校	9	15	3	0	
	中学校他	3	3	2	1	
	乳児	2	0	2	0	62
平成 22 年度	幼児	5	7	4	0	
	小学校	11	13	8	0	
	中学校他	3	4	2	1	
	乳児	0	1	0	0	- 56
平成 23 年度	幼児	6	12	4	0	
	小学校	6	12	3	0	
	中学校他	4	6	2	0	
平成 24 年度	乳児	1	2	0	0	57
	幼児	3	15	3	0	
	小学校	4	16	3	0	
	中学校他	1	7	2	0	
平成 25 年度	乳児	1	2	0	0	
	幼児	4	13	1	0	52
	小学校	1	13	2	1	
	中学校他	3	8	2	1	

《施策の方向》

次世代を担う子どもの人権を大人が日常的に尊重し、健やかに成長することの大切さを改めて認識することが必要です。

子どもの権利並びに児童福祉の普及を図るために、人権啓発を積極的に行うとともに、 子どもが成長していく上での社会環境の点検や改善、学習機会の提供などを積極的に推進 します。

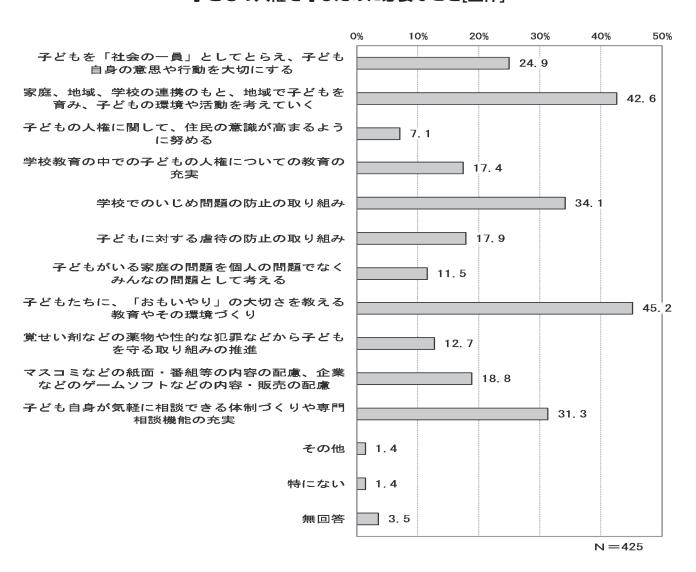
また、子育ての支援体制の整備、地域社会全体で子どもを育てるという環境作りのためにも、家庭や地域社会の教育力の向上を図りながら、子どもが心豊かに育まれる地域社会を目指して、人権意識の高揚と人権教育を推進します。

さらに、子どもの健全育成のための諸施策を推進していくとともに、子どもの人権尊重 及び擁護に向けた取り組みを行うことで、子ども一人ひとりが豊かな人間関係の中で暮ら せるまちづくりをめざします。

(1) 啓発活動の推進

次世代を担う子どもの人権を尊重し、健やかに育成することの大切さの一層の周知とともに、児童福祉並びに子どもの権利の普及を図るために、市の広報紙やホームページなどを活用して広報・啓発を行います。

<子どもの人権を守るために必要なこと「全体」>



(2) 子どもの権利に関する理念の教育・啓発

子どもが人格を持った一人の人間として尊敬・尊重・保護され、健やかに成長するためには、家庭をはじめ地域社会全体が最善の努力をしていくことが必要です。

「児童の権利に関する条約」の趣旨についてさまざまな広報媒体を活用し、大人一人ひとりが理解を深めるよう広報・啓発を行うとともに、あらゆる機会を通じて、子どもたち一人ひとりの特性が生かされ個人が大切にされる人権教育・啓発が行われるように努めます。

「市民意識調査」で、「子どもの人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。」という設問では、「子どもたちに、おもいやりの大切さを教える教育やその環境づくり」という回答が高い割合を占めており、「家庭、地域、学校の連携のもと、地域で子どもを育み、子どもの環境や活動を考えていく」、「学校でのいじめ問題の防止の取り組み」と続いています。

(3) いじめ問題に対する取り組み

いじめや暴力などの問題は児童・生徒の人権にかかわる重大なことです。学校において

は、一人ひとりの児童・生徒を大切にした教育活動を展開するとともに、命の尊さや正義感を重んじる心、思いやりや優しさなどの豊かな心や感性を育むようにします。

また、学校においては、いじめや体罰の問題をはじめとして児童・生徒の人権を侵害する 行為を根絶し、いじめを「しない・させない・みのがさない」学校づくりを目指すとともに、 心に悩みを持つ子どもたちの支援や相談活動の充実、強化に努めます。

2013年(平成25年)に国は、いじめ問題への対応については、教育における最重要課題の一つと位置付けて、その解決を目指して、「いじめ防止対策推進法」を制定しました。

これをもとにして中間市は勿論のこと、各学校においても「いじめ防止基本方針」を策定することになりました。

「いじめ防止対策推進法」の趣旨は、中間市・中間市教育委員会、学校、地域社会の住民、 家庭等が連携しあい、社会総がかりでいじめに対応していくための基本的な理念や体制を 整備するために策定されました。

「いじめ防止基本方針」は、いじめ問題の対策を社会総がかりで進め、いじめ防止、早期発見、いじめへの対処、地域社会や家庭、関係機関の連携等をより実効性のあるものにすることとなっています。そのため、新たに規定された地方公共団体や学校における組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を示し、いじめ防止等取り組みの定めるものです。

いじめを生まないためにも、家庭や地域社会は勿論のこと、少年相談センター※などの関係機関との緊密な連携を図り、規範意識の徹底や子どもの相談・支援を積極的に進めます。

(4) 児童虐待防止に対する取り組み

児童虐待は家庭内で発生することが多く、その正確な実態を把握することは極めて困難です。

しかしながら、児童虐待を早期かつ的確に把握し子どもの安全を確保するとともに、心身の健全育成が図られる措置を行うことが必要です。

今後も市職員をはじめ児童福祉施設職員、教職員、民生委員・児童委員、医師など児童虐待を察知しやすい立場にある職種の人々や関係機関との緊密な連携を図り、事態の早期発見・早期対応、そして早期解決に努め、通報網の整備や速やかな判断による一時保護の措置など、子どもを擁護する取り組みを推進します。

(5) 健全育成に向けての取り組み

有害図書や有害広告、アダルトビデオなど成長に好ましくない環境から子どもを守ることは重要な課題です。子どもたちを有害な環境から守るため、子どもたちを取り巻く有害環境の点検を徹底するとともに浄化に努め、国及び県等と連携し関係業界への自粛・自制の働きかけを推進します。

中間市においては、関係機関や自治会との連携を図りながら「ふるさとみまわり隊」を結成し、安全で安心なまちづくりとともに、青少年の健全育成や街頭犯罪などの未然の防止のために、市内巡回パトロールを行っております。

また、少年相談センター**では白いポストの有害図書の回収や警察署と連携して立ち入り調査や補導活動などを通じ、子どもの非行防止や環境の浄化を図るなど、安全で安心なまちづくりをめざしています。その具体化のためにも、健全育成の拠点となる場と機会を提供しながら、子どもの心身を鍛え創造性や自主性、協調性を育み、心身ともに健康な子どもたちを育成する事業を推進します。

(6) 子どもの性的被害の防止及び健康被害の防止

子どもがインターネットの<u>出会い系サイト</u>等を利用し被害に巻き込まれる深刻な事態や 児童買春、児童ポルノ等の性的被害が全国的に増加しています。子どもや保護者の防犯意 識、性に対する正しい理解と知識を高めるための広報や啓発活動を実施し、地域社会での 見守りを推進します。

学校においては、児童・生徒を対象に、妊娠、出産、育児などについての保健教育を実施するとともに、性に関する正しい知識の習得と生命の尊厳などの重要性を認識させるため、発達段階に応じて計画的、系統的な教育活動に努めます。

また、薬物乱用による子どもの健康被害を未然に防止するため、学校や地域社会において薬物乱用防止の啓発活動を推進します。

出会い系サイト~インターネットを通じて不特定の男女が出会いを目的としたやり取りをするウェブサイトの総称。

(7) 子育て支援の充実

子育てをしている親に対しては、子育て支援センター*による行政からの子育て支援や保育機関などにおけるサービス、地域での支え合いが必要です。

本市では、仕事と子育ての両立を支援するとともに、子育ての負担の軽減に努め、安心して子育てができるような環境整備を促進しながら、保護者の多様なニーズに応える支援体制の充実を図ります。

(8) 相談体制の充実

子どもを取り巻く社会環境の変化に伴って、虐待や育児放棄など子どもの健やかな成長を阻害する要因が増加し内容も多様化しています。

子どもに対するさまざまな問題を未然に防いだり、解決するために、市の家庭児童相談窓口※〈子ども未来課〉少年相談センター※等の各種相談機関との連携を強化し、子どもや家庭に関する相談体制の整備と充実を推進します。

4 高齢者に関する問題

《現状と課題》

中間市においては、2014年(平成 26 年) 3 月現在の高齢化率は 32.4%、全国・福岡県平均より約7%高く、増加幅で見ますと、2005年(平成 17 年)から 2015年(平成 27 年)までの10年間では高齢化率の上昇が著しく約9ポイント増加し、2025年(平成 37 年)には 38.3%と推測され増加の一途をたどっています。

このように急速に高齢化が進む中、就労の意志・能力を持っているにもかかわらず、高齢ということで就労の機会が確保されず、結果として社会参加や自己実現など権利が十分に保障されていないという問題が増加しています。

1999年(平成11年)には、全国の自治体が策定した「介護保険事業計画」をもとに、高齢者保健福祉施策の一層の推進を図る「ゴールドプラン」が策定されました。

2000年(平成12年)4月に介護保険制度が導入され、本市では従来の「中間市老人保健福祉計画」を「中間市高齢者総合保健福祉計画」と改め、すべての高齢者を視野に入れ高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の一体的な運用を行い、自らの意思で介護保険サービスの選択ができるようになりました。

高齢者が、多年にわたり社会の発展に寄与してきた者として敬愛されるとともに、家庭や地域社会の一員として尊重されるよう高齢者の人権や人格に十分に配慮する必要があります。

また、高齢者の増加に伴い一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、寝たきり・認知を高齢者の増加が顕著となっています。

さらに、悪徳商法により一人暮らしや高齢者夫婦世帯を中心に被害が及んでおり、判断能力が衰えた高齢者の財産管理という深刻な問題も生じています。

このような社会的背景の中で、近年顕在化する高齢者に対する身体的・精神的な虐待問題をはじめ、認知症高齢者の財産管理や身上監護を支援するための権利擁護が必要となってきており、介護などで高齢者との相談業務に携わる地域包括支援センター*の充実を図るなど、高齢者が安心して日常生活を営むことが出来るような環境づくりが求められています。

一方では、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができるための施策として「介護予防、生活支援事業」の充実が求められています。

また、高齢に伴い心身機能が衰え、介護が必要となった場合に人格やプライバシーを無視された処遇を受けたり、身体を拘束されたりするなど高齢者の「尊厳」が脅かされる状況があります。

特に大切なことは、高齢者が、生きがいを持ち、健やかに暮らし続けることができるよう、地域社会が高齢者に対する認識と理解を深め、積極的に社会参加できるよう支援していく必要があります。

《施策の方向》

高齢化が進んでいく中で、明るく活力のある高齢者社会を確立するため、地域社会での 声掛け・見守り等の福祉活動を充実していくとともに、高齢者が積極的に社会参加できる よう、健康保持や生きがい対策を強化しながら、生き生きと暮らせる地域社会づくりを目 指します。

本市においては、高齢者が尊厳や生きがいをもち、長年住み慣れた地域社会で安心して 健やかに暮らし続けることができるようにするため、これまで培ってきた知識や技術、経 験、ボランティア活動などの社会参加の促進に努めます。併せて、地域社会全体が高齢社 会の抱える介護問題をはじめとした高齢者をとりまく諸問題に対する理解を深め、認識を 高めるための取り組みを推進します。

一方で、今後増加することが見込まれる高齢者に対する虐待問題をはじめ、認知症高齢者の財産管理や身上監護などの権利擁護をするための日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)、成年後見制度といった制度の周知を図るとともに、支援体制の充実を図ります。

日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)~認知症、精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの手続きのお手伝いや日常的な金銭管理・書類の預かりサービスなどを行うもので、市や社会福祉協議会が連携して行っている事業。

成年後見制度~認知症、精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度です。

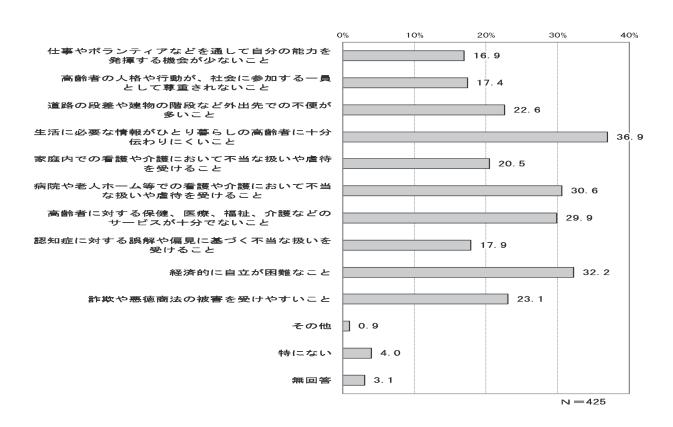
(1) 高齢者に対する市民意識の高揚

高齢者の一人ひとりが敬愛されるとともに社会の構成員として尊重されるために、高齢者の人権に対する市民意識の理解を深め高揚を図るための教育・啓発を推進します。

また、一人暮らしの高齢者などを支援し、高齢者がかかわる老人会等の行事を通じて高齢者福祉について、市民の関心と理解が得られるように努めます。

「市民意識調査」で「高齢者に関する事がらで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。」という設問では、「生活に必要な情報がひとり暮らしの高齢者に十分伝わりにくいこと」の割合が最も高く、「経済的に自立が困難なこと」と続いています。

<人権上問題があると思われる高齢者に関すること「全体]>



(2) 学校における福祉教育の推進

学校においては、各教科、道徳、特別活動、総合的な時間を通して、高齢者への尊厳や感謝の気持ちを育むとともに、児童・生徒が福祉施設等へ訪問、高齢者の学校行事への招待などの交流を進める福祉教育に努めます。

また、高齢者福祉に関する教育講演会などの実施を通して、高齢化社会に関する知識、福祉、介護等の問題について、児童・生徒が高齢者に対して理解の深まるような福祉教育の充実を図るように努めます。

(3) 高齢者に対する虐待防止の取り組み

身体への暴行や介護放棄などの高齢者に対する虐待は、高齢者の安全と尊厳を著しく脅かす極めて重大な問題であることから、国により 2006 年(平成 18 年) に高齢者虐待の防止を目的とした「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

本市では、この法律の趣旨の積極的な周知を図るとともに、高齢者への虐待問題に関して市民に対する取り組みを推進します。

また、介護などで直接高齢者とかかわる関係施設や関係機関との連携を密にし、虐待の早期発見・早期対応やネットワークの充実に努めます。

さらに、社会福祉施設や介護施設等の入所者に対する身体的・心理的等虐待行為が表面

化し、大きな社会問題となっています。この問題の対策として「高齢者虐待防止法」が施行され、制度面での整備は進みつつあります。しかし、いくら制度が整備されても、虐待に対する施設職員の認識の改善が図られるとともに、確かな人権意識が育っていなければ高齢者への虐待防止の取り組みは期待できません。

加えて、介護疲れや介助の困難さに伴うストレス等の関係で家族による虐待行為、老々介護で認知症等に見られる介護の困難さや介護疲れ・ストレス等から起こる虐待行為が、増加の傾向を示すとともに内容も深刻化し、クローズアップされています。こうした虐待行為を防ぐためには、「介護は一人で背負わせない」「家族だけに介護を担わせることは不可能なことであるとの積極的な啓発活動」「他人に親の介護を任されないという意識の変革」「介護を地域社会全体で担う」など、介護に対する対策や施策を根本的に見つめ直すことや、介護している家族や老々介護者を少し手助けできる地域のネットワーク化が緊急に求められています。

(4) 地域生活支援体制の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を築くことが重要であり、多世代での世代間交流事業や福祉のまちづくりの推進・ボランティア活動の促進など、高齢者を地域全体で支える地域生活支援体制をつくるため、地域包括ケアの視点に立った相談支援体制づくりと地域ネットワークづくりの推進を図ります。

悪徳商法や消費者トラブルに巻き込まれる高齢者を保護したり、支援したりするため関係機関と連携を図るとともに、本市の消費生活相談員(産業振興課)による生活相談を行います。

また、地域社会において認知症高齢者が徘徊し、行方不明になった時に早期発見できるような援助サービスや専門的な知識や技術ではなく、さりげない手助けや見守り、声かけなど地域社会の理解と支えがあれば、認知症の人やその家族も安心して暮らし続けることができます。

さらに、地域社会や自治会内で孤立する人をつくらない、見守る必要のある人は確実に 見守る等を実現できるような地域社会づくりを目指すとともに、包括支援センターと民生 委員等が日常的に協力、連携し、地域社会で困っている高齢者及び家族の助けとなり、誰も が安心して生き生きと暮らすことのできる福祉支援活動が必要です。

(5) 介護サービスの充実

介護保険の基本理念である住み慣れた地域社会で高齢者が尊厳を保持し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、被介護者の在宅生活を支えるための在宅福祉サービス等の基盤整備を推進します。

また、介護や支援の必要な高齢者が適切な介護サービスを利用できるようにするため、情報の整備や提供とともに、相談体制の充実に努め、介護予防、生活支援サービス等さまざ

まなサービスを利用できる環境づくりに努めます。

さらに、今後、認知症の高齢者の増加も考えられますので、認知症対応型施設をはじめ、 すべての施設や病院などの関係者が人権意識を高めて入所(者)通所(者)の人権に配慮した 看護や介護を行うように努めます。

加えて、高齢者の急増に伴い高齢者向けの介護施設や包括支援センターだけでは介護サービスやサポートが困難になりつつある現状を乗り越えていくためには、民間のNPO法人の立ち上げや組織化が当面の緊急的な課題であります。

(6) 生活支援体制の充実

高齢者をはじめとして市民一人ひとりが、安全で快適な生活環境づくりを目指し、高齢者が安全且つ円滑に移動できるまちづくりを推進します。

介護保険制度で対応できない一人暮らしや虚弱高齢者が、安心して地域で生活できるように支援体制の充実を図ります。

また、地域包括支援センター※で高齢者や介護者等の保健・医療・福祉の相談事業を積極的に推進するとともに、他の関係機関と連携しながら相談体制の充実に努めます。

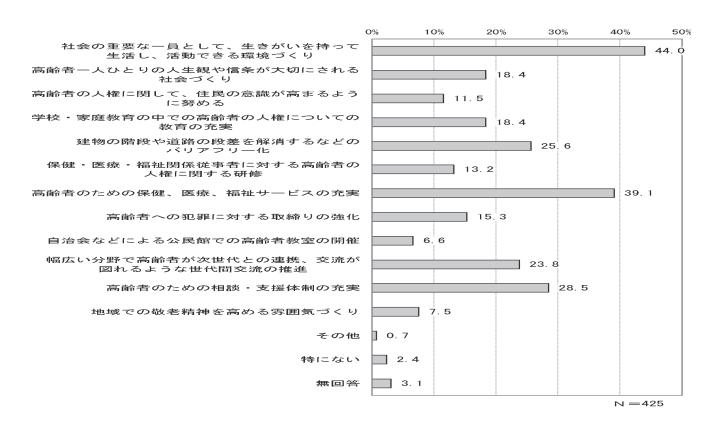
(7) 健康・生きがいづくりの推進

高齢者が健康で積極的に地域社会の活動に参加し、自ら生きがいのある豊かな人生を創造できるように生きがい・健康づくり・仲間づくりができるような「ふれあい・いきいきサロン」と地域社会における「老人クラブ」の充実とともに、文化・学習・スポーツ事業への活動支援、ハピネスなかま※やシルバー人材センターに対する支援を推進します。

ふれあい・いきいきサロン〜小地域(自治会等)において、在宅で生活する高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、いきいきとした生活が送れるよう地域の住民と協働で企画・ 運営し、地域ぐるみで見守り支え合う活動の場。

「市民意識調査」で「高齢者の人権を守るために必要なことはどのようなことですか。」という設問では、「社会の重要な一員として、生きがいを持って生活し、活動できる環境づくり」という回答が最も割合が高く、「高齢者のための保健、医療、福祉サービスの充実」「高齢者のための相談・支援体制の充実」と続いています。

<高齢者の人権を守るために必要なこと「全体」>



人生 80 年時代を迎えて、高齢者が社会とのつながりを持ち、可能な限り住み慣れた地域 社会で生活を続けていくために、社会的な孤立を防ぎ、自助・共助・公助をもとに、安心し て住み続けられる人にやさしいまちづくりを目指します。

その実現のために高齢者が、自立して暮らしていけるまち、社会の担い手として活動し続けられるまち、高齢期を人生の成熟期として豊にくらせるまち、健康で大いに学び、安心と 人格が確保されたまちづくりに努めます。

5 障がいのある人に関する問題

《現状と課題》

障害者基本法は、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と定めていますが、現実には、障がいのある方々は建物や道路の段差など物理的、または資格・免許等の付与を制限するなど社会的に不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。

障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりがかけがえのない個性をもった一人の人間 として尊重されなければなりません。

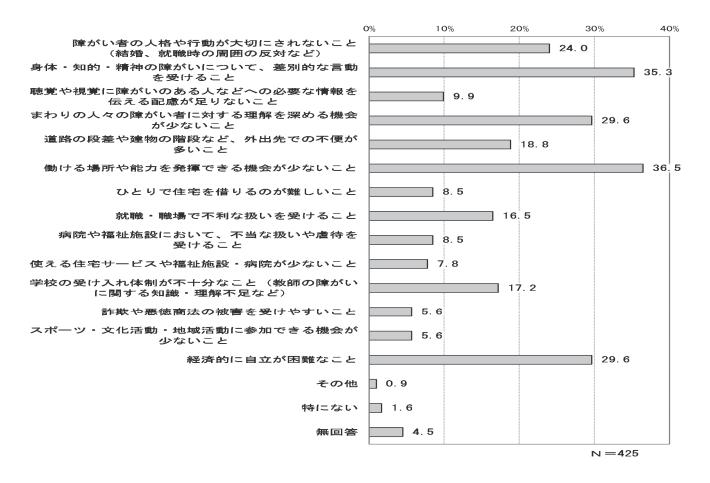
2003年(平成15年)には、障害福祉サービスの一部が「措置制度」から本人の選択による利用を基本とする「支援費制度」へ移行し、2006年(平成18年)に「障害者自立支援法」が施行、その後、2013年(平成25年)4月に「障害者総合支援法」が新たに施行され「障がい者」の定義に難病などが追加され、障害福祉サービスの拡充などが図られました。

中間市では1999年(平成11年)に「第1次なかま障害者プラン」を、2007年(平成19年)には「第2次障がい者プラン」を策定し、これにもとづく施策の一環として、療育支援センター〈親子ひろばリンク※〉及び障害者地域活動支援センター〈パルハウスぼちぼち※〉を開設しています。

また、市内の各小・中学校においては、障がいのある児童・生徒の状態を尊重したきめこまかな指導の充実を図るとともに、障がいに応じて自立し社会参加できるような教育を実施していくために特別支援教育の推進を図っています。

「市民意識調査」で「障がい者に関する事がらで、とくに人権上問題があると思われることはどのようなことですか。」という設問では、「働ける場所や能力を発揮できる機会が少ないこと。」が最も高い割合を示しており、「身体・知的・精神の障がいについて、差別的な言動をうけること」も同じような割合となっています。

〈障がい者に関する事がらで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。〉



年齢的にみると、年齢が低くなるにつれて「身体・知的・精神の障がいについて、差別的な 言動をうけること」の回答が高くなっており、今後の啓発の在り方や情報提供に対する課 題の一つです。

2013年(平成25年)に制定された「障害者差別解消法」等に基づき、障がいを理由とする 差別の解消に取り組むとともに、「障害者虐待防止法」に基づく虐待の防止等、障がい者の 権利を擁護する取り組みが求められています。

また、障がい者が生き生きと生活し、心豊かに活動できる社会を目指していくノーマライゼーションの理念については、色々な啓発や広報を通して市民の中に浸透し始めています。しかしながら、私たちの社会には障がいのある人に対する差別意識、そして誤解や偏見など心理的・物理的な問題が未だに存在しています。

ノーマライゼーションの理念が市民ひとり一人に浸透するために、幼少期からの福祉教育の充実や障がいのある人との交流の機会を作り出していくことが必要です。

一方においては、障がいのある児童・生徒や保護者が入学・通学にあたり、地元の小・中学校の支援学級へ通学した方が適切なのか、特別支援学校へ通学した方が適切なのか、学校選択につながるような情報提供が必ずしも十分とは言いきれず、学校選択で悩んだり、心を痛めたりすることのないサポートが求められています。特に、将来の進路先も含め、児童・生徒の自立や社会参加も判断できるような幅広い情報提供が大切です。

《施策の方向》

国・県・本市の取り組みや施策により、市民の障がい者に対する理解や認識は少しずつ深まっています。また、地域社会においても支援体制も整いはじめ、障がい者の自立と社会参加できる環境も徐々に増しています。

ノーマライゼーションの理念の実現は、心身に障がいがあっても自分の力で物事を決定 し、誇らしく生きることができることです。

また、障がいの有無にかかわらず、市民が住み慣れた家庭や地域社会で安心して暮らしていけるように、互いに支え合い社会参加できるまちづくりを推進します。

さらに、障がい者に対する差別や偏見に積極的に対応し、権利の擁護や利用できるサービスについてさまざまな情報提供を行うとともに、障がい者の問題等に対する理解と共感を育んでいく取り組みが必要です。

加えて、障がい者が必要な時に、必要な場所で適切な支援をスムーズに受けられるよう 関係各課との適切な連携及び役割分担の下で、障がい者に応じた施策が企画・立案され、実 施される必要があります。

「障害者週間」(12月3日~9日)などさまざまな行事を通して、障がい者の問題に対する理解を深め、障がい者の人権が尊重される啓発活動に努めます。

(1) 自立と社会参加の促進

障がいのある人もない人も、お互いに地域社会で協力したり、支え合いながら生き生きと明るく豊かにくらしていけるまちづくりを目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がい者の自立と社会参加の促進が必要です。

障がい者一人ひとりがその個性を尊重されながら、地域社会で暮らし、自立の促進や地域社会の活動等に積極的に参加し、役割を果たせることのできる支援施策が求められています。

障がいのある人・児童・生徒が地域社会の諸活動に快く参加できるよう、市の広報紙や市のホームページなどを幅広く効果的に活用しながら広報活動を行い、障がいのある人に対する市民の理解と認識を深めます。

また、学校においては特別支援教育コーディネーターを配置し、その支援のもとに教職員が障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的なニーズを把握し、障がいの種類・程度に応じたきめ細かな教育を行うとともに、交流教育の推進や地域活動の支援を行います。

さらに、障がいのある児童・生徒の発達を支援するために、障がい児及びその家族に対して、就学前から学校卒業に至るまで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる仕組みが必要です。

加えて、障がいのある児童・生徒に対して必要な支援の下、その年齢や能力に応じ、かつ、特性を踏まえた十分な教育を障がいのない児童・生徒と一緒に受けることのできる仕組みが必要です。

障がい者の自立と就労を一段と進め、働く意欲を持つ障がい者が、意欲や個性に応じて 就労が図れるような雇用・就労の機会の確保のための支援に努めるため、関係機関との連 携を緊密にしていきます。

また、関係機関と連携し事業主の理解と協力を求め障がいのある人の雇用の促進を図ります。

(2) 保健・医療の促進

母子保健、成人保健の重要性について啓発するとともに、健康診査の受診勧奨に努め、障がいの早期発見、早期治療を促進します。

(3) 日常生活における支援

障がいのある人が安心して日常生活を送れるように、居宅生活の支援、日中活動の支援、 施設入所支援を推進するとともに、社会福祉協議会**をはじめ福祉関係団体との連携を密 にしながら、地域生活支援事業や障害福祉サービスの構築と最新情報の提供に努めます。

市民一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、障がい者等が自立した日常生活または社会生活が営まれるような地域社会の実現を目指すように努めます。

また、障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、関係各課の市職員等が障がい者や関係団体の理解・支援の促進に努めるとともに、障がい者がその権利を円滑に行使することができるように努めます。

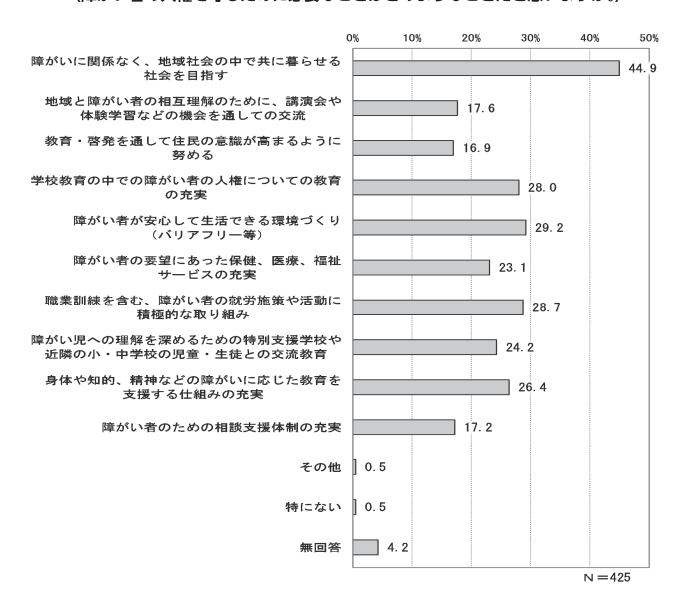
(4) 生活環境の整備

障がいのある人や高齢者などの安全を確保するため、道路・建物・交通安全施設などの段差解消や公共施設のスロープ化・点字ブロック・車イスの設置などを進めるとともに、今後も障がいのある人などの意見を反映していけるように関係機関との連携を図り、障がい者が安心して、快適に暮らせる人にやさしいまちづくりを推進します。

また、障がい者の自立と社会参加を日常的に期待できるようにするためには、関係団体と行政が一体となり、生活環境の整備のために支援・協力する関係性が確立されなければなりません。その実現のためにも、行政が関係団体と緊密に連携していくような体制がきちんと整えられるように努めます。

「市民意識調査」で、「障がい者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。」という設問では、「障がいに関係なく、地域社会の中で共に暮らせる社会を目指す」という回答が最も割合が高く、「障がい者が安心して生活できる環境づくりバリアフリー等」、「職業訓練を含む、障がい者の就労施設や活動に積極的な取り組み」と続いています。

〈障がい者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。〉



6 外国人に関する問題

《現状と課題》

国際化の進展に伴い、経済をはじめとするさまざまな分野でグローバル化の流れは地方にも及び、地域で暮らす外国人は年々増加しています。

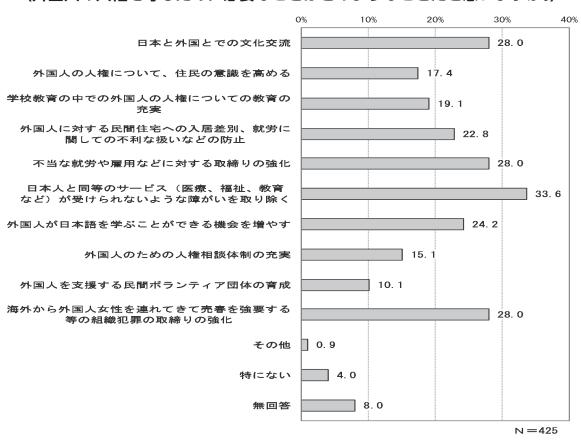
しかし、一方で地域社会や雇用の場などにおいては、日本人と外国人との間で言語、文化、生活習慣、価値観の相違等に起因した日常生活に関係する理解不足や生活習慣の違いによる問題が生じています。

また、人々の意識の中には、歴史的経過からくるアジア諸国等の人々に対して差別や偏 見が未だに残っています。

中間市における外国人登録者数は、2014年(平成26年)2月現在18カ国225人であり、 今後も市内に居住する外国人の数は増加するものと考えられます。市民と外国人が同じ地 域社会の一員としてお互いに理解しあい、尊敬しあいながら暮らすことのできる開かれた 地域 共生 社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

「市民意識調査」で「外国人の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。」という設問では、「日本人と同等のサービス(医療、福祉、教育)が受けられないような障害を取り除く」の割合が高く、「日本と外国とでの文化交流」、「不当な就労や雇用などに対する取り締まりの強化」と続いています。

〈外国人の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。〉



《施策の方向》

外国籍住民の人たちが安心して市民と共に生活できるまちにするため、異なる文化や価値観や生活習慣等の違いを認め、お互いの人権を尊重しながら、外国人との相互理解を深め友好関係を築いていく必要があります。

中間市では人種・民族・国籍を問わず、市内居住の外国人の人権をお互いに尊重しあい外国人にとって住みやすいまちづくりに努めます。

(1) 国際色豊かな人材の育成

外国の生活習慣や文化への理解を深め、豊かな国際感覚を育むため、小・中学校へALT (外国語指導助手)を配置して、次代を担う児童・生徒への国際理解教育を推進します。

また、時代の変化に対応し、国際的な視野に立って行動することができる国際性豊かな 人材を育成します。

(2) 国際理解の醸成

外国人に対する差別意識や偏見をなくすために、(市民図書館**)等で異なる文化や生活 習慣を紹介するなど、歴史的経緯や文化・生活習慣の相違等を正しく理解し、市内に居住す る外国人の人権を擁護することができるような取り組みを推進します。

(3) 交流事業の推進

文化芸術の公演などを通して外国人との交流を深めます。また、外国人を対象としたボランティアによる日本語教室の開催など、さまざまな分野における市民団体などの交流事業を支援し相互理解の推進に努めます。

7 人権に関するさまざまな問題

重点的に取り組むべき同和問題、女性問題、子どもの問題、高齢者の問題、障がい者の問題の分野別人権問題のほかにも、いわゆる社会的弱者として人権が十分に保障されていない人たちに関する問題、社会情勢の変化に伴って発生した人権問題が存在します。

分野別以外の人権問題の解決のためには、まず何が人権問題なのかを的確に判断できる知識や感性を育てるとともに、一人ひとりがお互いの違いを認め合い、個人の尊厳を守るという理念を基調にしながら、みんなで社会を支えていく「共生社会」の実現に向けて取り組むことが重要です。

(1) HIV感染者・ハンセン病(元)患者等に関する問題

HIV感染者やハンセン病(元)患者・難病患者等について正しく理解し、差別意識や偏見を取り除くよう(県保健福祉環境事務所※)等の関係機関と連携し市民への啓発活動を推進します。

また、学校教育においては、HIV感染症に対する正しい知識の理解と認識を深めるよう、エイズに関する教育などを実施します。

(2) 性同一性障がいの人に関する問題

2003年(平成15年)に「性同一性障がい者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が制定され、一定の条件を満たせば家庭裁判所の審判によって戸籍上の性別を変更できることになりました。

しかし、行政文書の性別記載欄の問題をはじめ、就職や勤務、医療の受診、住宅への入居などさまざまな問題が指摘されています。

そのため、性同一性障がいの人に対する理解不足による差別意識や偏見をなくし、誰もが自分らしく生きることができる地域社会を実現するため、<u>性同一性障がいの人</u>が理解されるような啓発活動に努めます。

性同一性障がいの人~男性・女性の性別が明らかであるにもかかわらず、心理的には現実とは違う性別 (他の性別)であるとの確信を持ち、身体的及び社会的に他の性別に適合させよう とする意思を有する人。

(3) インターネットによる人権侵害に関する問題

インターネットは情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの暮らしを飛躍的に変化させ、便利なものにしています。最近では、携帯電話、タブレット等、特に多機能を備えたスマートフォンの急速な普及に伴い、大人は勿論のこと、子どもにとっても身近なものとなっています。その一方でインターネット掲示板の個人情報の掲載などによるプライバシーの侵害、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、非公式(学校裏サイト)でのいじめなど、インターネット上での人権を侵害できる行為

が深刻で大きな社会問題となっています。

また、インターネットを通した出会い系サイトによる誘い出しによって未成年者が、性的な被害や過激な暴力シーンを含むサイトにより暴力犯罪に会うなどの犯罪に巻き込まれるという事例も多く発生し、ここ数年高い水準で推移しています。

さらに、インターネット上では、名前や顔を知られずに情報を発信することが可能となるため、むしろ現実の世界よりも人権を侵害したり、軽視できる行為をしやすくなっています。しかも、情報が多くの人に瞬時に伝わってしまい、一度公開されてしまうと情報を消すことはほとんど不可能です。

加えて、急速なインターネットの普及を背景に、個人や団体にとって有害な情報を掲載したり、未成年被疑者の実名や顔写真の掲載などが行われたりする問題が発生しています。 利用者一人ひとりが人権問題に対する正しい理解の下、人権を侵害する情報をインターネット上に掲載しないよう啓発に努めます。

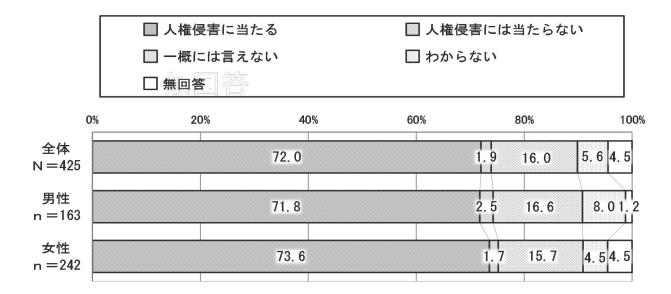
特に、インターネットによる個人情報の流失や漏えいの問題、掲示板やチャットなどによる嫌がらせ、誹謗・中傷、脅迫、不快なメッセージや会話の横行、犯罪の誘発につながるような有害サイト、不正なアクセスによる個人情報の違法な盗み出し、詐欺まがいの商法や悪徳商法・虚偽広告によるトラブルの発生などの弊害も十分に考えられるので、知識や経験不足の利用者に対して、啓発の在り方が大きく問われます。

学校教育の現場においても、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の 収集と発信における個人の責任、情報モラル、危険についての教育の充実を図ります。

「市民意識調査」で「あなたは以下の問題に関することがらが、人権侵害に当たると思いますか。」という設問では、「犯罪被害者が誹謗・中傷され、平穏な生活が送れないこと」の割合が特に高く、「インターネットの匿名性を利用し、普段は言えない他人への悪口を言うこと」「HIVやハンセン病等の患者・回復者が日常生活で避けられていること」と続いています。

〈あなたは以下の問題に関することがらが、人権侵害に当たると思いますか。〉

(1) インターネットの匿名性を利用し、普段は言えない他人への悪口を言うこと



(4) その他の人権に関する問題

これまでに記述した以外にも、刑を終えて出所した人の問題、同性愛者への差別や偏見といった問題、中国残留孤児や家族の問題、アイヌの人々の問題、矯正施設における被収容者の問題、北朝鮮による日本人拉致問題、人身取引の問題、さらには貧富の格差が拡大し深刻化するホームレスの問題など、人権に関するさまざまな問題があります。

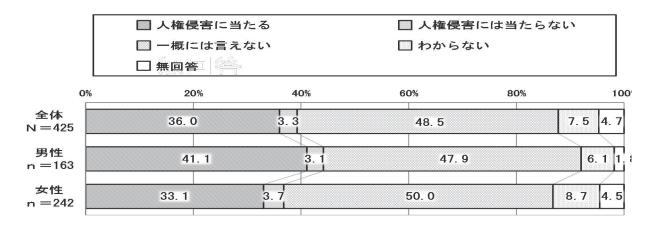
このような人権問題に対しても、あらゆる機会をとらえて差別意識や偏見をなくすため、 個々の課題に応じた施策の推進に努めます。

また、国際化や高度情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化に伴い、今後新たに生じる人権問題についても、それぞれの状況に応じた取り組みを進めます。

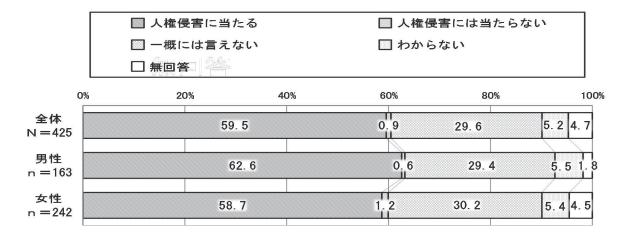
人身取引~犯罪組織などが、人を売買し売春や過酷な労働等を強要し人としての尊厳を傷つけ人権を無 視する行為。

ホームレス〜都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者。(ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第2条より)2002年(平成14年)にホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が制定され、同法に基づき、2013年(平成25年)7月の全国調査の結果を踏まえて、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が制定されています。

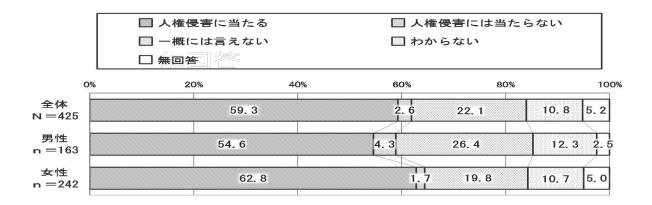
(2) 過去に罪を犯し刑期を終えて出所した人が、それを理由に就職を断られること



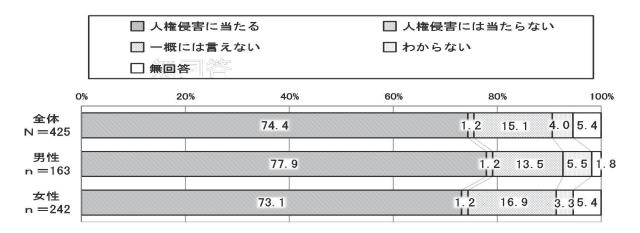
(3) ホームレスの人たちが蔑視されたり、嫌がらせを受けたりすること



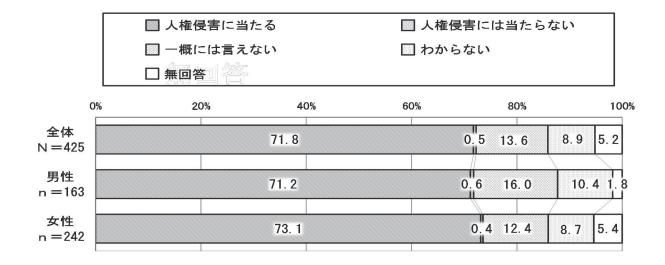
(4) 性的指向や性同一性障がいの人が社会的不利益を受けること



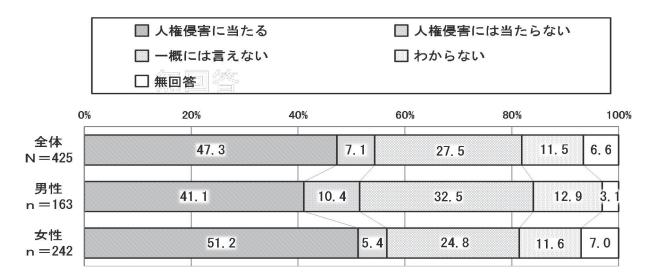
(5) 犯罪被害者が誹謗・中傷され、平穏な生活が送れないこと



(6) HIVやハンセン病等の患者・回復者が日常生活で避けられていること



(7) 北朝鮮の拉致被害者が、日本に帰国後、テレビなどで好奇の目にさらされること



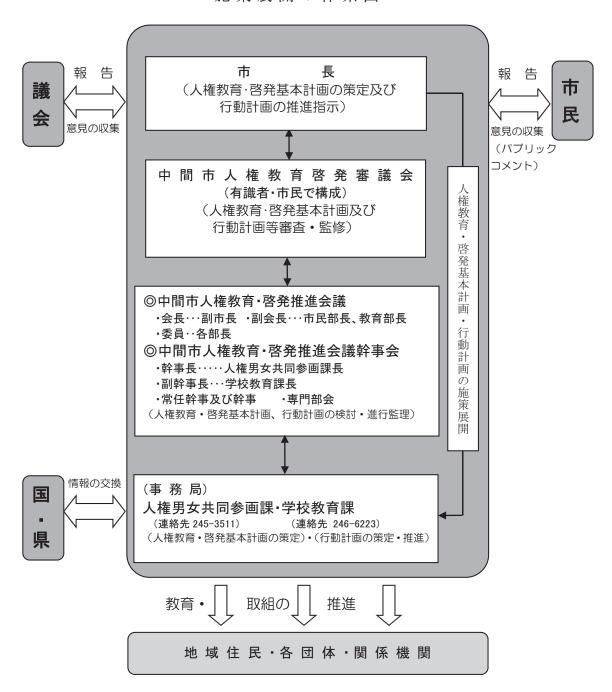
第4章 本市における推進体制等

1 推進体制

本計画に基づいて人権教育・啓発の総合的な推進を図るため、人権男女共同参画課を中心に全庁体制で総合的、計画的な取り組みに努めます。

また、具体的な施策の推進にあたっては、本計画の趣旨や内容を庁内の各部署に対して 徹底するとともに、相互の連携を深めて取り組んでいきます。

施策展開の体系図



2 国、県、他の市町村及び関係団体との連携

本計画の取り組みの実効性を高めるためには、国や県、他の市町村との連携を図ることが重要です。

このため、国の動きを注視しながら、県及び県内の他市町村との連携を図り、積極的な取り組みを行うよう努めます。

また、人権教育・啓発を推進するにあたっては、行政の中だけでなく他の関係団体等との連携が必要です。今後はさらに連携・協力を強化しながら、より効果的な人権教育・啓発の推進に努めます。

3 計画の見直し

本計画は、今後の人権問題を取り巻く国際的な動向や国・県の状況、社会環境の変化等に 的確に対応するために、「中間市人権教育啓発審議会」及び「中間市人権教育・啓発推進会 議」などに図って必要に応じて見直しを行うこととします。

※ 今回策定する基本計画の中で、「障がい」の表記について「害」という漢字は、否定的で 負のイメージがあり、共生社会の実現を目指す基本計画の理念から、法律や団体名などの 固有な名称を除き「障がい者」の表記を「障がいのある人」としました。

◎関係機関一覧

※市の公共施設

施説名	住所	電話番号		
人権センター	 中間市岩瀬一丁目17-1	人権男女共同参画課 245-3511		
八作ピングー		隣保館 245-3222		
適応指導教室	中間市長津一丁目25-1	2 4 6 - 1 9 5 5		
ボランティアセンター	中間市通谷一丁目36-10	2 4 6 - 2 1 8 4		
中央公民館	中間市蓮花寺三丁目1-1	2 4 6 - 2 3 2 1		
生涯学習センター	中間市通谷一丁目36-16	2 4 6 - 4 3 1 6		
なかまハーモニーホール	中間市蓮花寺三丁目7-1	2 4 5 - 8 0 0 0		
市立病院	中間市蓮花寺三丁目1-7	2 4 5 - 0 9 8 1		
消防署	中間市中間二丁目2-2	2 4 5 - 0 9 0 1		
保健センター	中間市蓮花寺三丁目1-6	2 4 6 - 1 6 1 1		
働く婦人の家	中間市長津一丁目25-1	2 4 6 - 0 4 8 3		
少年相談センター	中間市長津一丁目25-1	2 4 6 - 0 4 8 4		
子育て支援センター	中間市蓮花寺三丁目1-3	2 4 5 - 5 5 5 7		
地域包括支援センター	中間市中間一丁目1-1	2 4 5 - 7 7 1 6		
ハピネスなかま	中間市通谷一丁目36-10	2 4 5 - 8 6 8 6		
親子ひろばリンク	中間市岩瀬一丁目1-10	2 4 4 - 0 7 4 2		
パルハウスぼちぼち	中間市通谷一丁目36-10	2 4 3 - 3 3 8 7		
社会福祉協議会	中間市通谷一丁目36-10	2 4 4 - 1 2 3 0		
市民図書館	中間市蓮花寺三丁目1-2	2 4 5 - 4 6 6 4		

※その他 国、県の施設

施設名	住 所	電話番号
八幡公共職業安定所(ハローワーク)	北九州市八幡西区岸の裏1-5-10	6 2 2 - 5 5 6 6
福岡県配偶者暴力相談支援センター	(非公開)	201-2820
福岡法務局北九州支局	北九州市小倉北区城内5-3	561-3542
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	宗像市東郷1-2-1	0940-36-2045

※人権などの相談窓口

施 説 名	住 所	電話番号
人権相談(中間市人権センター内)	中間市岩瀬一丁目17-1	2 4 5 - 3 5 1 1
女性相談(中間市人権センター内)	中間市岩瀬一丁目17-1	2 4 5 - 7 8 0 1
家庭児童相談(中間市こども未来課内)	中間市中間一丁目1-1	2 4 6 - 3 5 1 5

市外局番の記載のないものは「093」です

資 料 編

1. 世界人権宣言

1948 年 12 月 10 日 第 3 回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到采が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国連憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国運総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普通的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

- 第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。 人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。
- 第2条 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。
- 第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。
- 第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる 形においても禁止する。
- 第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることは ない。
- 第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。 第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護 を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そ

- のような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。
- 第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を 有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。
- 第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。
- 第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、 独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。
- 第11条 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開 の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有 罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用された刑罰より重い刑罰を科せられない。
- 第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は 名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して 法の保護を受ける権利を有する。
- 第13条 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。
- 第14条 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追 の場合には、援用することはできない。
- 第15条 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。
- 第16条 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、 かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の 権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家族は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。
- 第17条 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。
- 第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は 信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝 及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。
- 第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。
- 第20条 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。
- 第21条 すべでの人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権

利を有する。

- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行なわなければならない。
- 第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び 国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展 とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。
- 第23条 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を 有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。
- 第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ 権利を有する。
- 第25条 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否と を問わず、同じ社会的保護を受ける。
- 第26条 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階に おいては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職 業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての 者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。
- 第27条 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩 恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を 保護される権利を有する。
- 第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序 に対する権利を有する。

- 第29条 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及 び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を 満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。
- 第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる 権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を 認めるものと解釈してはならない。

2. 日本国憲法(抄)

1946年(昭和 21 年)11月 3日公布 1947年(昭和 22 年)5月 3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、 政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対 等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

- 第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。
- 第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的 人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。
- 第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
- 第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、 政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、 又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。
- 第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的 にも私的にも責任を問はれない。
- 第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。
- 第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、 国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。
- 第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その 意に反する苦役に服させられない。
- 第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、 相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に 関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける 権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を 負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 第29条 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。
- 第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
- 第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその 他の刑罰を科せられない。
- 第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。
- 第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ 理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
- 第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。
- 第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない 権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押 収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
- 2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。
- 第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。
- 第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を 有する。
- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のため に強制的手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自 らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。
- 第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科 せられない。
- 第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の 責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。
- 第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

3. 人権をめぐる国内外の動き

年	世界	日本
1945年 (昭和 20年)	「国際連合」設立	
1946年 (昭和 21年)		日本国憲法公布「基本的人権の尊重」
1948年 (昭和 23年)	人権に関する世界宣言「世界人権宣言」採択	
1951 年 (昭和 26 年)		「児童憲章」制定
1956 年 (昭和 31 年)		「国際連合」加盟
1965年 (昭和 40年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際 条約(人種差別撤廃条約)」採択	「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を 解決するための基本方針」策定
1966年 (昭和 41年)	「国際人権規約」採択	
1968年 (昭和43年)	国際人権年	
1969 年 (昭和 44 年)		「同和対策事業特別措置法」制定
1972 年 (昭和 47 年)		「勤労婦人福祉法」制定
1975 年 (昭和 50 年)	国際婦人年	
1979年 (昭和 54年)	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する 条約(女子差別撤廃条約)」採択 国際児童年	「国際人権規約」締結
1981年 (昭和 56年)	国際障害者年	
1982年 (昭和 57年)		「地域改善対策特別措置法」制定
1983年 (昭和 58年)	国連障害者の 10 年	
1985年 (昭和 60年)	国際青年年	「男女雇用機会均等法」制定
1987年 (昭和 62年)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置の関する法律(地対財特法)」制定
1989 年 (平成元年)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」 採択	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」制定 「高齢者保健福祉推進 10ヶ年戦略(ゴールドプラン)」制定
1993年 (平成5年)	「ウィーン宣言及び行動計画」採択	「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に 改正
1994年 (平成 6 年)		「高齢者保健福祉 5ヵ年計画(新ゴールドプラン)」 策定 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」 締結

年	世界	日 本
1995 年 (平成 7 年)	人権教育のための国連 10 年	人権教育のための国連 10 年推進本部設置 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際 条約(人種差別撤廃条約)」締結
1996 年 (平成 8 年)		地域改善対策協議会意見具申 「人権擁護施策推進法」制定 「らい予防法の廃止に関する法律」制定
1997年 (平成9年)		アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関す る知識の普及及び啓発に関する法律」制定
1999 年 (平成 11 年)	国際高齢者年	「男女共同参画社会基本法」制定 「高齢者保健福祉 5ヵ年計画(ゴールドプラン 21)」 策定 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び 児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポル ノ禁止法)」制定
2000年 (平成 12年)	国連特別総会「女性2000年会議」開催	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」制 定 「児童虐待の防止に関する法律」制定
2001 年 (平成 13 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する法律(DV防止法)」制定
2002 年 (平成 14 年)		「人権教育及び人権啓発の推進に関する行動計画」 閣議決定
2003年 (平成 15年)	国連識字の 10 年	「性同一性障害者の性別の取扱の特例に関する 法律」制定 「個人情報の保護に関する法律」制定
2004年 (平成 16年)	「人権教育のための世界計画」採択	「犯罪被害者等基本法」制定
2005 年 (平成 17 年)		「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」制定
2006年 (平成 18年)	「障害者の権利に関する条約」採択	「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」制定
2008 年 (平成 20 年)		「青少年が安全に安心してインターネットを利用 できる環境の整備等の関する法律」制定 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制 定
2010年 (平成 22年)	国連総会「ハンセン病差別撤廃決議」可決	
2011年 (平成 23年)		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」制定
2013年 (平成 25年)		「いじめ防止対策推進法」制定 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する 法律」制定
2014年 (平成 26年)		「障害者の権利に関する条約」批准

年	福 岡 県	中間市
1958年 (昭和33年)		市制施行・中間市誕生
1969年 (昭和44年)		「中間市同和教育研究協議会」発足
1970年 (昭和 45年)	「福岡県同和対策長期計画及び同和教育基本方針」 策定	
1972年 (昭和 47年)		「隣保館」開設
1975年 (昭和50年)		「中間市長期総合計画」策定
1979年 (昭和 54年)		「中間市同和地区実態調査」実施 「中間市同和対策委員会」設置
1980年 (昭和 55年)	「婦人問題を解決するための福岡県行動計画」策定	
1981年 (昭和 56年)	「同和問題啓発強調月間」創設	「中間市同和対策基本計画」策定
1985年 (昭和60年)		「中間市第2次総合計画」策定
1991年 (平成3年)		「中間市高齢者・障害者にやさしいまちづくり指 針」策定
1993年 (平成5年)	「福岡県高齢化社会行動計画」策定	「中間市高齢者憲章」制定
1995年 (平成7年)	「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」制定 「福岡県障害者福祉長期計画」策定 「福岡県青少年健全育成条例」制定	中間市人権問題啓発推進協議会「中間市第3次総合計画」策定
1996年 (平成8年)	「クローバープラザ(福岡県人権啓発情報センター・福岡県総合福祉センター・福岡県女性総合センター)」開設	
1997年 (平成9年)	「福岡県児童育成計画」策定 「ふくおか新世紀計画」策定	
1998年 (平成 10年)	「人権教育のための国連 10 年福岡県行動計画」 策定 「学校教育における在日外国人の人権に関する 指導上の指針」策定	市制施行 40 周年 「中間市人権擁護条例」制定
1999 年 (平成 11 年)	「ふくおか障害者プラン」策定	「中間市生涯学習基本計画」策定 「第1次なかま障害者プラン」策定
2000年 (平成12年)	「福岡県児童虐待防止中央連絡協議会」設置	「中間市高齢者総合保健福祉計画」策定
2001年 (平成 13年)	「福岡県男女共同参画推進条例」制定	「中間市第3次総合計画(後期)」策定
2002年 (平成14年)	「福岡県男女共同参画計画」策定	同和対策課⇒人権推進課へ変更 「中間市環境保全実行計画」策定
2003年 (平成 15年)		「福岡県人権教育・啓発基本指針」策定「中間市 男女共同参画プラン策定委員会」設置 「男女共同参画にかかわる市民意識調査」実施

年	福岡県	中間市
2004年 (平成 16年)		「中間市人権のまちづくりセンター」開設 「中間市男女共同参画プラン」策定
2005年 (平成 17年)		「中間市次世代育成支援行動計画」策定 「第3次行政改革大綱」策定
2006年 (平成 18年)	「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する基本計画」策定	「中間市人権教育・啓発推進会議」発足 「第3期中間市高齢者総合保健福祉計画」策定 「中間市第4次総合計画」策定
2007年 (平成19年)		「中間市男女共同参画行動計画」策定 人権推進課⇒人権男女共同参画課へ変更 「第2次なかま障害者プラン」策定
2008年 (平成 20年)		中間市制 50 周年
2010年 (平成22年)		「中間市人権教育・啓発に関する基本計画」策定
2011 年 (平成 23 年)		「中間市人権まちづくりセンター」を「中間市人 権センター」に変更し、移転・開設
2012 年 (平成 24 年)	「福岡県障害者権利擁護センター」設置	
2013 年 (平成 25 年)		「中間市男女共同参画推進条例」制定
2014年 (平成 26年)		「中間市男女共同参画プラン」策定

4. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000年(平成12年)11月29日制定 2000年(平成12年)12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条 又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢に かんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責 務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。 (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、 人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めるこ とを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の青務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、 人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告 を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

5. 中間市人権擁護条例

[1998年(平成 10年)中間市条例第 19号]

(目的)

第1条 この条例は、「国民に基本的人権を保障し、法の下の平等」を定める日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由で、尊厳と権利とについて平等である。」と定める世界人権宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別をなくし、もって市民の人権意識の高揚を図り、市民による人権擁護の確立された「人にやさしい、愛のまちなかま」の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するために必要な施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、この条例の本旨を理解するとともに相互に人権を尊重し、人権侵害をなくすため 市の推進する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育及び啓発活動)

第4条 市は、関係機関と協力し、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行うものとする。

(推進体制の充実)

第5条 市は、第2条の施策を推進するため、国・県をはじめ関係機関と連携を図り、推進体制の 充実に努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市人権擁護委員名簿

平成 27 年 3 月 31 日現在

区分	氏名	任期
代 表	有 馬 周 子	平成 26 年 7 月 1 日~29 年 6 月 30 日
委員	坪 根 澄 枝	平成 25 年 1 月 1 日~27 年 12 月 31 日
委 員	中 垣 美 子	平成 25 年 1 月 1 日~27 年 12 月 31 日
委 員	中島史夫	平成 25 年 1 月 1 日~27 年 12 月 13 日
委 員	三 角 由紀子	平成 25 年 1 月 1 日~27 年 12 月 31 日
委 員	門司清	平成 26 年 7 月 1 日~29 年 6 月 30 日

6. 中間市人権教育啓発審議会設置条例

〔2009 年(平成 21 年)中間市条例第 7 号 〕

(設置)

第1条 人権教育及び啓発に関する施策(以下「人権施策」という。)の総合的かつ効果的な推進を 図るため、中間市人権教育啓発審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。
- (1) 中間市人権教育・啓発に関する基本計画(以下「計画」という。)の策定に関すること。
- (2) 計画の実施及び推進に関すること。
- (3) その他人権施策の推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員14人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 学識経験のある者
- (2) 市内各種団体の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員が前条第2項に規定する要件を欠くに至ったときは、当該委員はその職を失うものとする。 (会長及び副会長)
- 第5条 審議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、専門の知識経験者及び関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、人権男女共同参画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(中間市同和対策審議会条例の廃止)

2 中間市同和対策審議会条例(昭和49年中間市条例第9号)は廃止する。

(委員の任期の特例)

3 この条例の施行の後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

(招集の特例)

4 この条例の施行の後、最初に招集される審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

5 中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和 31 年中間市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

中間市人権教育・啓発審議委員名簿

任期 平成 25 年 4 月 1 日~27 年 3 月 31 日

区分	氏名	所属団体
会 長	仰 木 節 夫	中間市自治会連合会
副会長	掛 田 るみ子	中間市議会
住民代表者	安 部 一 正	中間市老人クラブ連合会
住民代表者	板 井 凉 一	中間市教育委員会(~平成 26 年 1 月)
住民代表者	衛 藤 修 身	中間市教育委員会(平成 26 年 1 月~)
企業代表者	河 内 俊 行	株式会社 イング
住民代表者	島 田 悟	解放同盟福岡県連合会中間市協議会
住民代表者	中 垣 美 子	女性ネットなかま
住民代表者	中島史夫	中間市人権擁護委員協議会
住民代表者	中 原 清 美	中間市民生児童委員協議会
学識経験者	原 田 憲 正	公益社団法人 福岡県人権研究所
住民代表者	舩 津 正 行	中間私立幼稚園連盟
住民代表者	山 口 隆 人	社会福祉法人 中間市社会福祉協議会 (~平成 26 年 7 月)
住民代表者	平 野 政 彦	社会福祉法人 中間市社会福祉協議会 (平成 26 年 7 月~)
住民代表者	山 野 茂 吉	全日本同和会福岡県連合会中間支部
住民代表者	渡邊鐵雄	特定非営利活動法人にじの会 れんげじ作業所

7. 中間市人権教育・啓発推進会議設置要綱

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発に関する施策(以下「人権施策」という。)の総合的かつ効果的な推進を図るため、中間市人権教育・啓発推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 人権施策の策定に関すること。
- (2) 人権施策の調整に関すること。
- (3) その他人権施策の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、副市長をもって充て、副会長は、市民部長及び教育部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

- 第4条 会長は、推進会議を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会長は、必要に応じ推進会議を招集し、会長がその議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は助言を 求めることができる。

(幹事会)

- 第6条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長、常任幹事及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、人権男女共同参画課長をもって充て、副幹事長は、学校教育課長をもって充てる。
- 4 常任幹事は、別表第2に、幹事は、別表第3に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が常任幹事及び幹事の中から必要に応じ招集し、幹事長がそ の議長となる。
- 6 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(専門部会)

- 第7条 推進会議の審議事項のうち、専門的事項の検討及び調整を行うため、専門部会を 設置する。
- 2 専門部会の会員は、別表第4に掲げる者をもって組織する。
- 3 専門部会に、部会長、副部会長を置き、会員の互選により選出する。
- 4 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(庶務)

- 第8条 推進会議の庶務は、市民部人権男女共同参画課及び教育部学校教育課において処理する。 (補足)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成18年9月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 III
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、告示日から施行する。

別表第1(第3条関係)

委 員 総務部長、総合政策部長、保健福祉部長、建設産業部長、環境上下水道部長、 消防長、市立病院事務長

別表第2(第6条関係)

常任幹事

企画政策課長、こども未来課長、介護保険課長、健康増進課長、中央公民館長、 市民課長、総務課長、生涯学習課長、福祉支援課長

別表第3(第6条関係)

幹事

財政課長、契約課長、安全安心まちづくり課長、住宅都市交通対策課長、世界遺産推進室長、課税課長、収納課長、環境保全課長、産業振興課長、生活支援課長、土木管理課長、都市整備課長、会計課長、教育総務課長、上下水道課長、下水道課長、市立病院課長、消防本部総務課長、消防本部警防課長、消防本部予防課長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長

別表第4(第7条関係)

会 員

学校教育課指導室長、学校教育課課長補佐、人権男女共同参画課人権政策係長、 企画政策課企画係長、こども未来課家庭児童相談1係長、介護保険課高齢者支 援係長、市民課市民係長、保健センター所長、総務課コンプライアンス推進係 長、生涯学習課社会教育係長 中間市長 松下 俊男 様

中間市人権教育·啓発審議会 会長 仰 木 節 夫

第二次中間市人権教育・啓発に関する基本計画について

本審議会は、平成22年度に策定された「中間市人権教育・啓発に関する基本計画」が、 5年を経過し本年が見直しの年に当たることから、平成25年11月14日から平成27年2 月16日まで9回にわたり審議を重ねてまいりました。

その結果、別紙のとおり「第二次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」がまとまりましたので、提出いたします。

9. 第二次中間市人権教育・啓発に関する基本計画策定の経過

平成 24 年 10 月 1 日 ~10 月 31 日	中間市人権に関する市民意識調査
平成 25 年 4 月 23 日	平成 25 年度第1回中間市人権教育・啓発審議会
11月14日	平成 25 年度第 2 回中間市人権教育・啓発審議会
平成 26 年 1 月 15 日	平成25年度第3回中間市人権教育・啓発審議会(編集委員会)
1月28日	平成25年度第4回中間市人権教育・啓発審議会
2月12日	平成25年度第5回中間市人権教育・啓発審議会(編集委員会)
2月20日	平成 25 年度第6回中間市人権教育・啓発審議会
3月18日	平成25年度第7回中間市人権教育・啓発審議会(編集委員会)
3月28日	平成25年度第8回中間市人権教育・啓発審議会
4月14日	平成 26 年度第 1 回中間市人権教育・啓発審議会(編集委員会)
4月24日	平成 26 年度第 2 回中間市人権教育・啓発審議会
5月12日	平成26年度第3回中間市人権教育・啓発審議会(編集委員会)
5月28日	平成 26 年度第 4 回中間市人権教育・啓発審議会
6月11日	平成 26 年度第 5 回中間市人権教育・啓発審議会(編集委員会)
6月30日	平成 26 年度第 6 回中間市人権教育・啓発審議会
8月11日 8月17日	平成 26 年度 中間市人権教育・啓発審議会(校正委員会)
10月14日 ~11月12日	基本計画(案) 市民意見提出手続(パブリックコメント) 庁内パブリックコメント
平成 27 年 2 月 16 日	平成 26 年度第7回中間市人権教育・啓発審議会
3月末日	第二次中間市人権教育・啓発に関する基本計画(提出)